

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 緊急対策

第 1 節 活動体制

1 防災体制

1 防災関係機関の防災体制

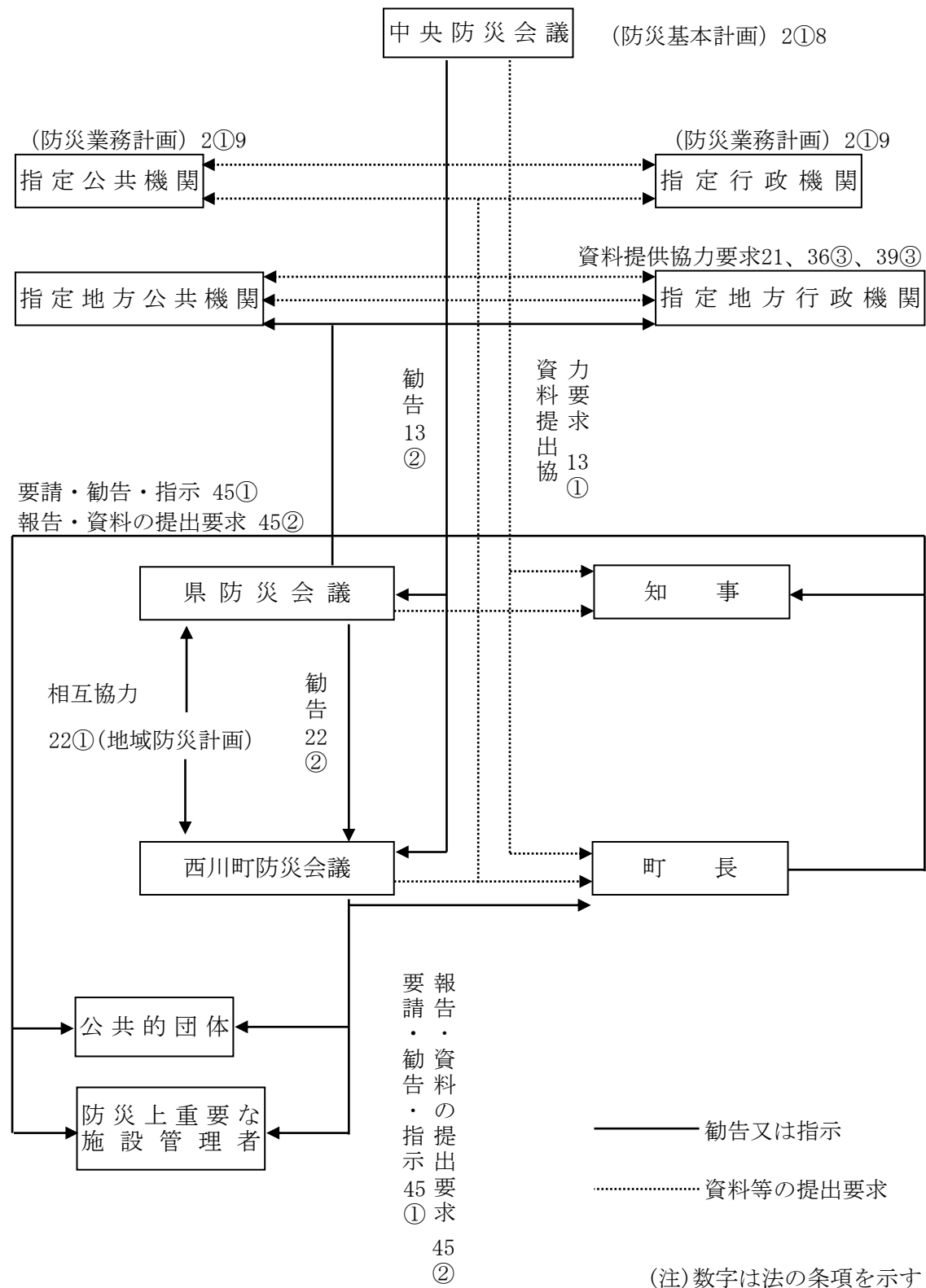
西川町防災会議を構成している各防災機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と責任の明確化及び相互間の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制の確立を期するものとする。

2 西川町防災会議

西川町防災会議は、本町の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項により設置された町の附属機関である。

防災会議は、町長を会長として法第 16 条第 6 項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに町長の諮問に応じて防災に関する重要事項の審議、関係機関相互間の連絡調整等を所掌事務としている。

3 防災体制組織図



4 資料編

- (1) 西川町防災会議条例

(2) 西川町防災会議運営規程

(3) 西川町防災会議委員名簿
- (資料編 3 頁)

(資料編 13 頁)

(資料編 197 頁)

2 災害対策本部組織及び事務分掌

(1) 本部の設置及び廃止基準

町長は、町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めたときは、法第 23 条の 2 の規定により災害対策本部（以下「本部」という）を設置し、災害の情報収集並びに応急対策を推進し、各業務の継続性の確保を図るものとする。

ア 本部の設置基準

- a 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき
- b 町内で震度 6 弱以上の震度が観測されたとき
- c 町長が特に必要と認めたとき

イ 設置権限者

町長は、設置基準により本部を設置するが、町長に事故あるときは副町長が本部を設置するものとする。

ウ 本部の廃止基準

- a 町の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
- b 災害応急対策が概ね完了したとき
- c その他本部長が必要なしと認めたとき

エ 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、本部の標識板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通 知 及 び 公 表 先	方 法	責 任 者	担当者
本 部 員	庁内放送又は電話、職員配布端末	総 務 部 長	危機管理班長
総 合 支 庁	県防災行政無線又は電話等	〃	〃
町 防 災 会 議 委 員	電話又は文書	〃	〃
警 察	〃	〃	〃
消 防 署	〃	〃	〃
町 議 会 議 員	〃	議 会 部 長	議 事 班 長
区 長 ・ 町 内 会 長	〃	つ な ぐ 部 長	町民つなぐ班長
報 道 機 関	電話・FAX・口頭	つ な ぐ 部 長	町民つなぐ班長
一 般 住 民	広報紙・公共放送・防災無線放送・タブレット・緊急速報メール	総 務 部 長 つ な ぐ 部 長 企画財政部長	危機管理班長 町民つなぐ班長 デタル推進班長

本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じて、通知及び公表するものとする。

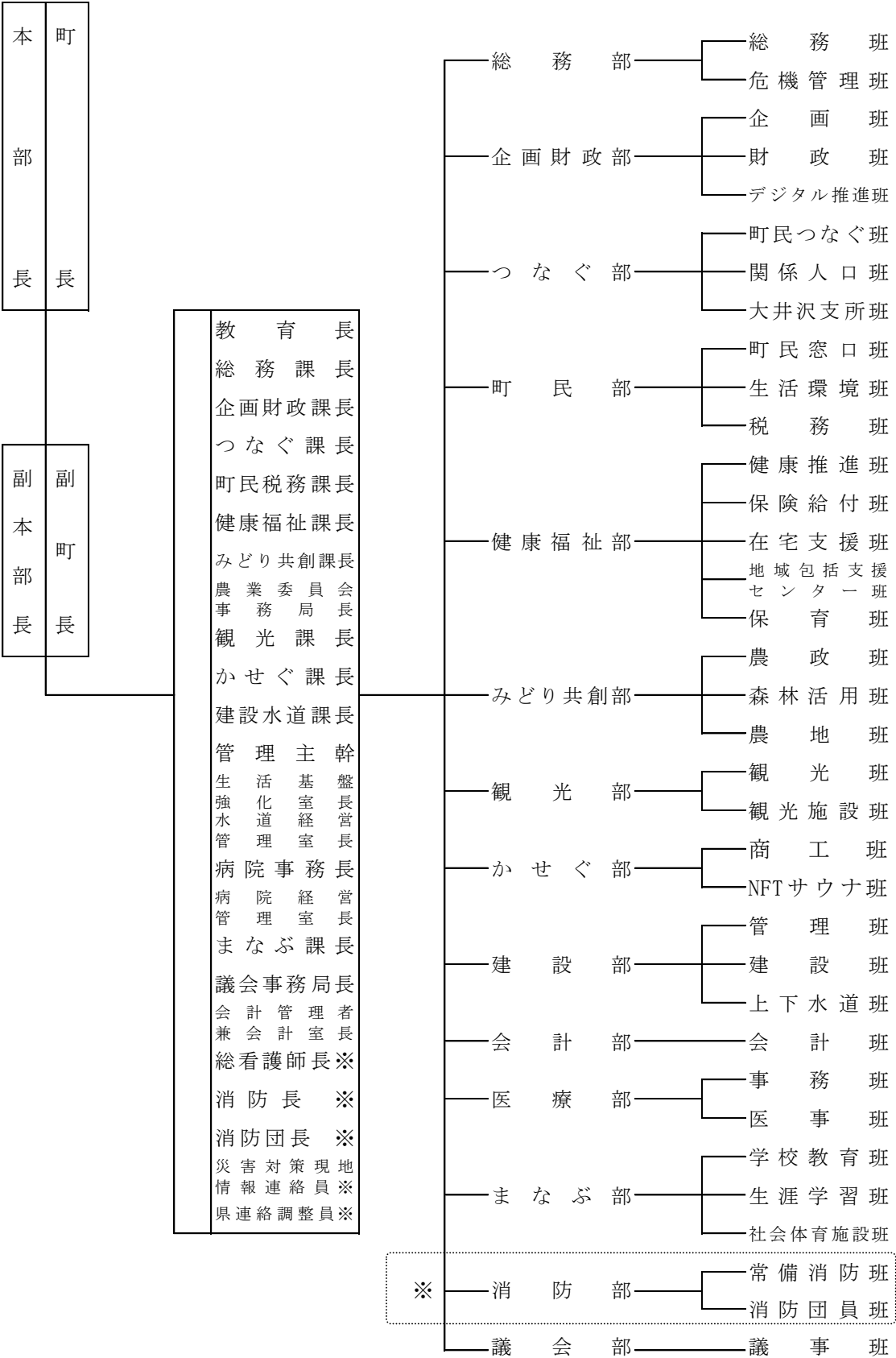
オ 本部設置場所

本部は、町役場内に設置するものとする。ただし、町役場が被災し、本部を設置できないときは、交流センターあいべ内に設けるものとする。

カ 本部組織

本部の組織編成は次のとおりとする。

西川町災害対策本部組織図



※印については災害の種別により省略する場合もある。

キ 本部員会議の招集と運営

- a 本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部員会議を招集するものとする。
- b 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成するものとする。
- c 本部員会議の任務は概ね次のとおりとする。
- ・本部体制の配備及び廃止に関すること
 - ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - ・避難指示等に関すること
 - ・災害救助法の適用の申請に関すること
 - ・自衛隊の災害派遣に関すること
 - ・指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること
 - ・災害対策に要する経費の処理等に関すること
 - ・その他災害対策に関する重要事項
- d 本部員は、担当部の所管事項に関し、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。
- e 本部員会議の事務は、総務部危機管理班が担当する。

(2) 本部所掌事務

対 策 部	対 策 班	所 掌 事 務
総 務 部 ◎ 総 務 課 長	総 務 班 ● 総 務 係 長	1 職員の非常招集に関すること 2 職員の動員計画の作成及び実施に関すること 3 職員の動員状況の記録に関すること 4 災害対策従事職員の健康管理に関すること 5 災害対策従事職員の食料確保に関すること 6 被災職員の救済に関すること 7 災害対策従事者の公務災害に関すること 8 災害対策用被服貸与に関すること 9 他の自治体からの派遣職員の宿舎、食料及び勤務条件に関すること 10 庁用電話に関すること 11 災害対策自動車の配備に関すること 12 その他本部長が命ずる事項に関すること
	危 機 管 理 班 ● 危 機 管 理 係 長 ● 管 財 係 長	1 町防災会議に関すること 2 災害対策本部事務局に関すること 3 気象予警報、災害情報の伝達に関すること 4 災害報告に関すること 5 避難指示等に関すること 6 避難誘導に関すること 7 救助隊の編成に関すること 8 捜索隊の編成及び捜索に関すること 9 自衛隊の災害派遣に関すること 10 警察官の派遣に関すること 11 県消防防災航空隊の派遣に関すること 12 消防団の出動に関すること 13 無線局の統制に関すること 14 その他、他班に属さない事項に関すること

企 画 財 政 部 ◎企画財政課長	企 画 班 ● 企 画 係 長	1 被害関係の国・県に対する要望書、陳情書等、資料作成に関すること 2 その他本部長が命ずる事項に関すること
	財 政 班 ● 財 政 係 長	1 災害応急対策等に要する経費に関すること 2 災害復旧に係る資金計画に関すること 3 災害対策用予算に関すること 4 義援金に関すること 5 その他本部長が命ずる事項に関すること
	デジタル推進班 ●デジタル推進係長	1 情報システムに関すること 2 タブレット等による周知に関すること 3 その他本部長が命ずる事項に関すること
つ な ぐ 部 ◎つなぐ課長	町 民 つ な ぐ 班 ●町民つなぐ係長	1 災害情報の収集及び広報に関すること 2 災害写真の撮影記録に関すること 3 報道機関に対する発表に関すること 4 関係者の視察に関すること 5 その他本部長が命ずる事項に関すること
	関 係 人 口 班 ● 関 係 人 口 係 長	1 物資の流通及び安定対策に関すること 2 救援物資受理、保管並びに配分に関すること 3 その他本部長が命ずる事項に関すること
	大 井 沢 支 所 班 ●大井沢支所長	1 大井沢支所管理施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること 2 その他本部長が命ずる事項に関すること
町 民 部 ◎町民税務課長	町 民 窓 口 班 ●町民窓口係長	1 罹災住民の相談に関すること 2 死亡、埋葬の許認可に関すること 3 被災者の拠出年金保険料の減免に関すること 4 被災者の国民年金等に関すること 5 その他本部長が命ずる事項に関すること
	生 活 環 境 班 ● 生 活 環 境 係 長	1 災害廃棄物処理に関すること 2 路線バスに関すること 3 中和処理施設に関すること 4 その他本部長が命ずる事項に関すること
	税 務 班 ● 税 務 係 長	1 災害に伴う諸税の減免及び納期延期に関すること 2 徴税の取扱いに関すること 3 被害家屋、土地等の固定資産調査に関すること 4 固定資産の減免等に関すること 5 被害場所の公簿確認に関すること 6 被害地の位置図作成に関すること 7 被害地資料の収集に関すること 8 罹災証明書の発行に関すること 9 その他本部長が命ずる事項に関すること
健 康 福 祉 部 ◎健康福祉課長	健 康 推 進 班 ●健康推進係長	1 救護所の設置に関すること 2 救護班の編成及び派遣に関すること 3 医療救護及び助産に関すること 4 医療品の調達に関すること 5 罹災者の保健指導に関すること 6 その他本部長が命ずる事項に関すること
	保 険 給 付 班 ●保険給付係長	1 罹災者に対する一部負担金の減免調査に関すること 2 その他本部長が命ずる事項に関すること
	在 宅 支 援 班 ●在宅支援係長	1 避難行動要支援者の避難対策に関すること 2 遺体の検視、安置に関すること 3 罹災者の生活援助に関すること 4 罹災者の救護対策(生活保護)に関すること

(保 育 園) ◎ 保 育 園 長		5 罹災者に対する一部保険料及び在宅介護サービス費等の減免調査に関する事 6 避難行動要支援者の避難対策に関する事 7 その他本部長が命ずる事項に関する事
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 班 ● 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	1 福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 避難所の管理運営に関する事 3 その他本部長が命ずる事項に関する事
	保 育 班 ● 保 育 園 長	1 保育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 保育園児の避難及び保護に関する事 3 その他本部長が命ずる事項に関する事
みどり共創部 ◎みどり共創課長 ◎農業委員会事務局長	農 政 班 ● 農 政 係 長	1 農畜産物の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 病害虫の発生予防及び防除に関する事 3 罹災農家に対する各種農業災害資金の融資及び斡旋に関する事 4 発芽胚芽米製造施設の被害状況に関する事 5 その他本部長が命ずる事項に関する事
	森 林 活 用 班 ● 森 林 活 用 係 長	1 農地、農道等の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 土地改良区との連絡調整に関する事 3 林産物及び林産施設の被害状況調査に関する事 4 林業の被害融資に関する事 5 町有林及び林道の被害状況調査に関する事 6 林野火災の応急対策に関する事 7 災害対策用国有材木の払下げに関する事 8 その他本部長が命ずる事項に関する事
	農 地 班 ● 農 地 係 長	1 農地等の被害状況調査に関する事 2 農地等の災害応急措置及び復旧対策に関する事 3 その他本部長が命ずる事項に関する事
観 光 部 ◎ 観 光 課 長	観 光 班 ● 観 光 係 長	1 観光客の保護に関する事 2 その他本部長が命ずる事項に関する事
	観 光 施 設 班 ● 観 光 施 設 係 長	1 観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 その他本部長が命ずる事項に関する事
か せ ぐ 部 ◎ か せ ぐ 課 長	商 工 班 ● 商 工 係 長	1 食料品、生活必需品等の調達に関する事 2 罹災商工業者の被害状況調査に関する事 3 罹災商工業者の経営相談及び指導並びに融資斡旋に関する事 4 職業の斡旋に関する事 5 その他本部長が命ずる事項に関する事
	N F T サ ウ ナ 班 ● N F T サ ウ ナ 係 長	1 総合交流促進施設及び温泉施設の被害状況調査に関する事 2 その他本部長が命ずる事項に関する事
建 設 部 ◎建設水道課長 (建 設 担 当) ◎管 理 主 幹 ◎生活基盤強化室長	管 理 班 ● 管 理 係 長	1 土木関係施設の危険情報及び被害状況の調査報告に関する事 2 建築物の被害状況調査に関する事 3 交通途絶箇所の把握及び交通迂回路線の確保と公示に関する事 4 罹災者に対する水道料金等の減免に関する事 5 その他本部長が命ずる事項に関する事
	建 設 班 ● 建 設 係 長	1 砂防、地すべり、がけ崩れ、なだれ等の防止及び応急復旧対策に関する事 2 道路等の被害復旧に関する事

◎水道経営管理室長 (上下水道担当)		3 災害応急復旧工事事業者の確保に関する事 4 河川関係の応急復旧対策に関する事 5 機械等を伴う水防作業に関する事 6 建設資機材の調達確保及び輸送に関する事 7 救出に必要な機械等の調達に関する事 8 その他本部長が命ずる事項に関する事
	上 下 水 道 班 ● 上下水道係長	1 断水地区への飲料水の供給及び給水車の配車計画に関する事 2 上下水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 3 その他本部長が命ずる事項に関する事
会 計 部 ◎会計管理者兼会計室長	会 計 班 ● 会 計 係 長	1 災害救助資金の出納に関する事 2 災害義援金の受理及び保管に関する事 3 その他本部長が命ずる事項に関する事
医 療 部 ◎病院事務長 ◎病院経営管理室長	事 務 班 ● 事 務 係 長	1 医療施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 その他本部長が命ずる事項に関する事
ま な ぶ 部 ◎まなぶ課長	学 校 教 育 班 ● 学校教育係長	1 学校教育施設等の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 教育関係機関との連絡、情報の収集に関する事 3 通学路の安全確保に関する事 4 児童生徒の保護及び教科書等の支給に関する事 5 災害における学校給食対策に関する事 6 その他本部長が命ずる事項に関する事
	生 涯 学 習 班 ● 生涯学習係長	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び復旧対策に関する事 3 避難者受入れ施設の供与に関する事 4 その他本部長が命ずる事項に関する事
	社会体育施設班 ●スポーツ振興係長	1 社会体育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2 施設利用者の保護に関する事 3 避難者受入れ施設の供与に関する事 4 その他本部長が命ずる事項に関する事
議 会 部 ◎議会事務局長	議 事 班 ● 議 事 係 長	1 町議会との連絡調整に関する事 2 その他本部長が命ずる事項に関する事
消 防 部 ◎消 防 長 ◎消 防 団 長	常 備 消 防 班 ● 西 川 分 署 長 消 防 団 員 班 ● 消防団副団長	1 消防団員の動員及び派遣に関する事 2 災害関係証明書の交付に関する事 3 通信、連絡に関する事 4 火災の防ぎょ及び鎮圧に関する事 5 避難、救出及び行方不明者の捜索に関する事 6 避難、誘導に関する事 7 人的被害及び建築物、その他の被害状況調査に関する事 8 各種災害の予防及び事前措置についての指導に関する事 9 被害写真の撮影及び収集に関する事 10 その他本部長が命ずる事項に関する事

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。

ア 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

イ 設置場所

災害現場又は被災地の公民館、集会所等に設置する。

ウ 現地本部の組織

- a 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。
- b 現地本部長は、本部員のうちから本部長（町長）が指名する。
- c 現地本部員は、本部対策部職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。
- d 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

3 災害対策連絡本部組織及び運営計画

1 計画の方針

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町がその責務を遂行するため設置する災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 連絡本部の設置

町長は、災害対策本部の設置基準に達しない場合において、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、町がその対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めたときは、連絡本部を設置するものとする。

ア 連絡本部の設置基準

- a 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
 - ① 大雪注意報あるいは警報が発表され、消防署西川分署前で連続積雪が 80cm を超えて、その後も連続して降雪が続き、天気の見込みが見込めないときで、かつ町長が必要と認めたとき。
 - ② 大雨注意報が発表され、雨量が下記の基準に達し、かつ災害が発生し又は予見されるとき。

前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合	前日までの連続雨量が 10～100 ミリあった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が 50 ミリを超えたとき	当日の日雨量が 80 ミリを超えたとき	当日の日雨量が 100 ミリを超えたとき

（基準：山形県地域防災計画）

- b 町内で、震度 5 弱から震度 5 強の震度が観測されたとき。
- c 町長が特に必要と認めたとき。

イ 設置権限者

本部設置権限者に準ずるものとする。

ウ 連絡本部の廃止基準

- a 町の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
- b 災害応急対策が概ね完了したとき
- c 本部が設置されたとき
- d その他連絡本部長が必要なしと認めたとき

エ 設置及び廃止の通知等

連絡本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、連絡本部の標識板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通 知 及 び 公 表 先	方 法	責 任 者	担当者
本 部 員	庁内放送又は電話、職員配布端末	総 務 部 長	危機管理班長
総 合 支 庁	県防災行政無線又は電話等	〃	〃
町 防 災 会 議 委 員	電話又は文書	〃	〃
警 察	〃	〃	〃
消 防 署	〃	〃	〃
町 議 会 議 員	〃	議 会 部 長	議 事 班 長
区 長 ・ 町 内 会 長	〃	つ な ぐ 部 長	町民つなぐ班長
報 道 機 関	電話・FAX・口頭	つ な ぐ 部 長	町民つなぐ班長
一 般 住 民	広報紙・公共放送・防災無線放送・タブレット・緊急速報メール	総 務 部 長 つ な ぐ 部 長 企画財政部長	危機管理班長 町民つなぐ班長 デタル推進班長

連絡本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じて、通知及び公表するものとする。

オ 連絡本部設置場所

連絡本部は、町役場内に設置するものとする。ただし、町役場が被災し、連絡本部を設置できないときは、交流センターあいべ内に設けるものとする。

(2) 連絡本部組織・運営計画

ア 組 織

- a 連絡本部長は町長がその任にあたる。
- b 連絡副本部長は副町長がその任にあたる。連絡副本部長は、連絡本部長を助け、連絡本部長に事故あるときは、これを代行する。
- c 連絡本部の組織は、災害対策本部組織編成に準ずるものとする。

イ 連絡本部員会議の招集と運営

- a 連絡本部長は、連絡本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて連絡本部員会議を招集するものとする。
- b 連絡本部員会議は、連絡本部長、連絡副本部長及び連絡本部員の全員又は一部をもって構成するものとする。
- c 連絡本部員会議の事務は、総務部危機管理班が担当する。

4 職員動員配備計画

1 計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害警戒体制及び非常体制時の町職員の動員配備について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 職員の配備・動員基準

ア 職員の配備基準

災害時における町職員の配備は次の基準による。

災害時等における職員の動員配備体制

区分	対 策 組 織	対策組織設置基準	配備・活動内容	体制
第 一 次 配 備	第 一 次 災 害 対 策 警 戒 班	① 気象警報発表時 ② 台風接近時の大雨、洪水注意 報発表時 ③ 町内では震度 3 以下だが、県 内の他市町村で震度 4 の地震 が発生したとき	・ 災害関連情報の収集、伝達活 動を行う	職 員 の 動 員 計 画 に よ る
第 二 次 配 備	第 二 次 災 害 対 策 警 戒 班	① 土砂災害警戒情報発表時 ② 台風接近時の大雨、洪水警報 発表時 ③ 町内で震度 4 の地震が観測さ れたとき	・ 災害関連情報の収集、伝達活 動を行う ・ 状況により第三次配備に移行 できる体制をとる	
第 三 次 配 備	災 害 対 策 連 絡 本 部	① 相当な災害が発生し、又は発 生するおそれのあるとき ② 町内で震度 5 弱から 5 強の地 震が観測されたとき ③ 町長が特に必要と認めたとき	・ 町長が、災害応急対策活動を 効果的に実施するため必要が あると認めたときは連絡本部 を設置する ・ 災害の情報収集、伝達及び応 急対策を実施する ・ 状況により第四次配備に移行 できる体制をとる	
第 四 次 配 備	災 害 対 策 本 部	① 大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれのあるとき ② 町内で震度 6 弱以上の地震が 観測されたとき ③ 町長が特に必要と認めたとき	・ 町長を本部長とする本部を設 置し、本部員及び班長は、本 部事務分掌に基づき、災害に 関する情報の収集、伝達及び 応急対策を実施する	

※ 勤務箇所へ参集できない職員は最寄りの公的施設へ参集し、勤務箇所と連絡をとる。道路が寸断され、登庁することが困難な場合は、その地域に残り、被害状況等の収集にあたる。

※ 県内で最大震度 3 以下の地震観測の場合は、動員体制をとらない。

イ 職員動員計画

職員の動員計画は次のとおりとする。

職 員 の 動 員 計 画

部 名	班 名	動 員 計 画			
		第一次配備	第二次配備	第三次配備	第四次配備
		第一次 災害対策警戒班	第二次 災害対策警戒班	災害対策 連絡本部	災害対策本部
総 務 部	総 務 班		◎	◎	◎
	危 機 管 理 班	◎	◎	◎	◎
	大井沢支所班		◎	◎	◎
企 画 財 政 部	企 画 班			△	◎
	財 政 班			△	◎
	デジタル推進班			◎	◎
つ な ぐ 部	町民つなぐ班			◎	◎
	関 係 人 口 班			△	◎
町 民 部	町 民 窓 口 班			△	◎
	生 活 環 境 班			△	◎
	税 務 班			△	◎
	会 計 班				◎
健 康 福 祉 部	健 康 推 進 班		◎	◎	◎
	保 険 給 付 班			△	◎
	在 宅 支 援 班		◎	◎	◎
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 班		◎	◎	◎
	保 育 班			△	◎
みどり共創部	農 政 班	◎	◎	◎	◎
	森 林 活 用 班	◎	◎	◎	◎
	農 地 班			△	◎
商 工 観 光 部	観 光 班			△	◎
	商 工 班			△	◎
か せ ぐ 部	か せ ぐ 班			△	◎
建 設 部	管 理 班		◎	◎	◎
	建 設 班	◎	◎	◎	◎
	上 下 水 道 班	◎	◎	◎	◎
医 療 部	事 務 班				◎
	医 事 班			△	◎
教 育 総 務 部	教 育 総 務 班		◎	◎	◎
生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 班		◎	◎	◎
	社 会 体 育 施 設 班		◎	◎	◎
議 会 部	議 事 班			△	◎
消 防 部	常 備 消 防 班	◎	◎	◎	◎
	消 防 団 員 班			△	◎

注 1：◎ 配備体制 △ 待機体制

注 2：待機体制とは、勤務中、帰宅後を問わず所在を明確にして、指示を待つことをいう。

注 3：各対策部長は各部対策班が配備体制にない場合であっても、第三次配備以上で配置体制をとるものとする。

(2) 勤務時間内における対応

ア 職員の動員の指示

職員の動員は、配備体制に関する基準に従い、総務部長が行うものとする。ただし、本部及び連絡本部が設置されたときは、対策各部における非常配置体制の開始及び解除は本部長が指示するものとする。

イ 動員の伝達方法

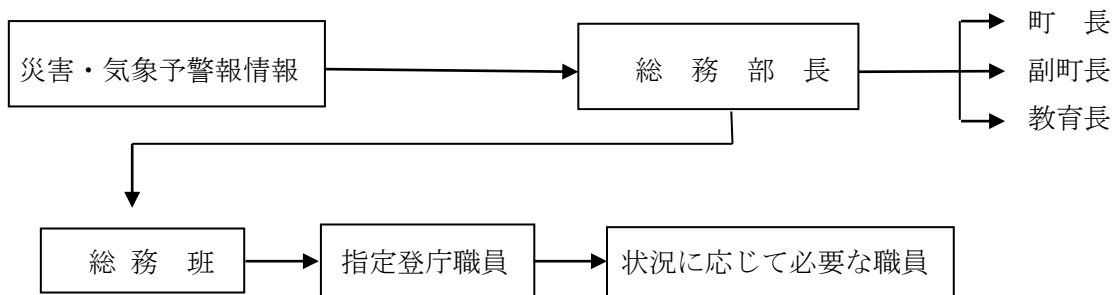
配備計画に基づく動員の伝達は、次の方法で行うものとする。

- a 庁内放送
- b 口頭連絡
- c 防災行政無線及びタブレット
- d 一般加入電話(携帯電話を含む)

(3) 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

ア 災害時指定職員の招集

次の経路により災害情報等を指定登庁職員等へタブレット等により伝達するものとする。



イ 指定登庁職員の登庁

- a 指定登庁職員は、勤務時間外（夜間・休日等）における伝達経路により災害の発生、気象予警報情報の伝達があったとき、若しくはテレビ・ラジオ等により情報を知ったときは、速やかに登庁又は配置につくものとする。この場合、自ら又は家族が被災した（被災のおそれがある）職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への受入れ等必要な措置をとった後に登庁するものとする。
- b 交通の混乱・途絶等により登庁又は配置につけない職員は、最寄りの公共施設等から電話等で所属長へ連絡し、その後の指示を受けるものとする。

ウ 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。

主な業務としては、

- a 避難所の開設、避難誘導等
- b 災害等に関する情報収集及び連絡
- c 気象情報の収集及び連絡
- d 災害対策本部設置業務、関係防災機関に対する要請

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を権限を有する者に報告するものとする。

エ 職員の自主参集

- a 職員は、指定の有無にかかわらず、テレビ・ラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めるものとする。
- b 職員は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、若しくは大規模な災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の被災状況を見ながら参集するものとする。この場合、自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への受入れ等必要な措置をとった後に登庁するものとする。
- c 交通機関や通信の途絶等、火災等により参集することが困難な職員は、連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設等に参集し指示を待つものとする。
- d 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とするものとする。

(4) 職員の応援

各対策部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、総務部長に応援作業の内容、就労場所、職種別並びに人員、携帯品、その他必要な事項について示し、要請するものとする。また、要請を受けた総務部は、当該対策部と協議して他の対策部から動員派遣するものとする。

第 2 節 相互・応援要請計画

1 防災機関への応援要請計画

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、町だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難であるときは、防災関係機関への応援要請に関し定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 他市町村への要請

応急対策を実施するため必要と認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

(2) 県への要請

応急対策を実施するため、必要と認めたときは、県知事に対して応援（斡旋を含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。応援要請は、次の事項を明らかにして、県防災行政無線、電話、ファクシミリ、口頭等で行う。事後、速やかに文書を送達するものとする。

ア 応援要求事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項

イ 応急対策実施要請事項

- a 応急対策の内容
- b 応急対策の実施場所
- c その他、応急対策の実施に関し必要な事項

ウ 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住所等
防災くらし安心部 防災危機管理課	住 所 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 電 話 023-630-2231 F A X 023-633-4711 防災無線 6(7)-800-1202、1203 F A X 6(7)-800-1500

(3) 指定地方行政機関に対する要請

応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

【職員派遣要請事項】

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体に協力を要請するものとする。

(5) 消防の広域応援

自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援要請するものとする。

(6) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

自らの消防力での防ぎょ活動、又は応急救助等ができず緊急性のある場合は、「山形県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県消防防災ヘリコプター（消防防災航空隊員）の派遣を要請するものとする。

時間帯	手続要領
勤 務 時 間 内	消防防災航空隊に対し電話等で速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。 消防防災航空隊の電話 0237-47-3275 〃 の FAX 0237-47-3277
上記以外の時間帯	次の者の携帯電話に速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。 時間外受信専用電話 090-1494-1816

4 資料編

- (1) 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 108 頁)
- (2) 山形県広域消防相互応援協定運用について (資料編 110 頁)
- (3) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (資料編 114 頁)
- (4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について (資料編 115 頁)
- (5) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定 (資料編 118 頁)
- (6) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 121 頁)

2 自衛隊災害派遣要請計画

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要と認められる場合における、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の派遣要請に関し定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の 3 原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

イ 緊急性の原則

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

(2) 災害派遣要請の範囲

災害派遣要請の範囲は次のとおりである。

活 動 区 分	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 の 捜 索、輸 送 等	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
道 路 又 は 水 路 等 交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。）
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）
給 食 及 び 給 水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合。）
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の依頼

ア 県知事に対して法第 68 条の 2 第 1 項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機管理課）に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

イ 県知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

【要請のための明記事項】

- a 災害状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

(4) 自衛隊に対する緊急通知

県知事に対し通信の途絶等により要請することができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は直接最寄りの自衛隊に緊急通知するものとする。緊急通知を行ったときは、速やかに、その旨を県知事に通知するものとする。

(5) 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

ア 他の防災関係機関との重複競合の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が重複競合しないよう、関係機関との緊密な連携を図り、効率的な作業分担を定めるものとする。

イ 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業実施に必要な図面
- d 作業に要する資材の種別保管（調達）場所
- e 派遣部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 受入施設等の確保

派遣部隊に対し、次の施設等を確保するものとする。

- a 自衛隊事務室
- b ヘリコプター派遣部隊のためのヘリポート（着陸場は、小型ヘリコプターにあつては 1 機あたり直径 30m 以上、中型及び大型ヘリコプターにあつては、直径 50m 以上の空き地であること。また、着陸場周辺に仰角 6 度以上の工作物等がないこと。）
- c 駐車場（車 1 台の基準は 3m×8m）
- d 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

(6) 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町（災害救助法が適用された場合は県）

が負担する。負担等に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

(7) 自衛隊の派遣要請先及び連絡窓口等

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第 6 師団 (第 3 部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 0 7 5 (夜間・休日 当宿 内線 5 2 0 7 5 0 1 9) ファクシミリ 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 7 5 4

4 資料編

(1) 自衛隊派遣要請書

(資料編 284 頁)

第 3 節 情報の収集・伝達計画

1 通信施設等

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を迅速かつ確実に実施するため、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、つなぐ部、企画財政部

3 計画の内容

(1) 多様な通信手段の確保

ア 有線通信網の利用

a 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ東日本電信電話㈱の承諾を受けた番号の加入電話により行うものとする。

優先利用電話番号	74-2111
----------	---------

b 接続・電送順位

区 分	内 容
非常電話	他の町外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の町外通話に優先して接続する。

イ 通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある町民等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、タブレット、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多様化を図る。

(2) 有線通信網の途絶等に対する措置

ア 災害時に利用可能な無線通信

災害により有線が途絶した場合、又は途絶のおそれがある場合には、次の方法により、災害情報の収集伝達を実施するものとする。

a 防災行政無線及びタブレットの活用

町防災行政無線及びタブレットの活用を進め、災害情報の通信に用いるものとする。
また、県との災害情報の通信には県防災行政無線を用いるものとする。

b 非常通信の利用

有線通信や防災行政無線が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、警察・消防、電気事業者等他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うものとする。

c 移動式通信設備の利用

移動式通信設備を借用して、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に

活用するものとする。

d 自衛隊への通信支援依頼

災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼するものとする。

e 他機関の通信施設の利用

災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条、法第 57 条、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 41 条又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 28 条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、他市町村、県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 通信の制約に対する対応

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- a 使えない（不通・故障・電源不良等）
- b 混雑している（話し中・混信・宛先不明）
- c 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り換え実行に移すことが最も必要であるが、一般に次のような対応策が有効である。

●対応事例

・使えないとき

代替の通信手段によることとなる。最悪の場合には、使者を派遣して連絡する。

・混雑しているとき

混雑している時間は意外に短いことから、話し中・通信中には一旦送信をやめ、冒頭に「至急、至急」と呼び、他局に開けてもらうようにする。

・聞き取り困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。無線機は 1m 移動ただけで受信状態が大きく変化することもある。

ウ 通信に際しての留意事項

- a 携帯局からの通話は、すべて本部に対して行うものとする
- b 重要通話の優先の原則（救助・避難指示等重要性の通信を優先する）
- c 簡潔通話の実施の原則

(3) 全ての通信の途絶等に対する措置

すべての有線及び無線通信が途絶した場合、使者を派遣して情報伝達を行うものとする。

(4) 放送局に対する放送の要請

災害に関する予警報及び災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民へ必要な情報を提供するものとする。（法第 57 条）

要請は県を通じて行うが、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に対し直接要請を行うものとする。

ア 放送要請の指示

総務部長は、各対策部長から要請のあった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、放送連絡責任者に対して、放送要請手続きをとるよう指示するものとする。

イ 放送要請文の作成

放送を必要とする対策部班長は、総務部危機管理班と協議のうえ、要請文を作成するものとする。要請文には、要請の理由、放送事項、放送日時、系統（対象地域、媒体等）、その他必要事項を記するものとする。

ウ 放送要請の決定

放送要請の決定は、本部長が決定するものとする。本部長不在の場合は、副本部長が決定するものとする。

エ 放送機関への要請

つなぐ部町民つなぐ班は、県（危機管理課）あるいは各放送機関に、ファクシミリ又は電話等により要請するものとする。

オ 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続きを円滑に実施するため、つなぐ部長を放送連絡責任者とするものとする。

カ 放送機関

放 送 機 関 名	電 話（代表）	電 話（直通）	F A X
N H K 山 形 放 送 局	023-625-9511	023-625-9515	023-633-2842
山 形 放 送（株）（ Y B C ）	023-622-6161	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161（夜間電話）	
（株）山 形 テ レ ビ（ Y T S ）	023-645-1211	023-643-2821	023-644-2496
（株）テレビュー山形（TUY）	023-624-8111	023-624-8114	023-624-8372
（株）さくらんぼテレビジョン （ S A Y ）	023-628-3900	023-628-3900	023-628-3910
（株）エ フ エ ム 山 形	023-635-2111	023-622-0804	023-625-0865

2 災害情報伝達計画

1 計画の方針

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、つなぐ部、企画財政部

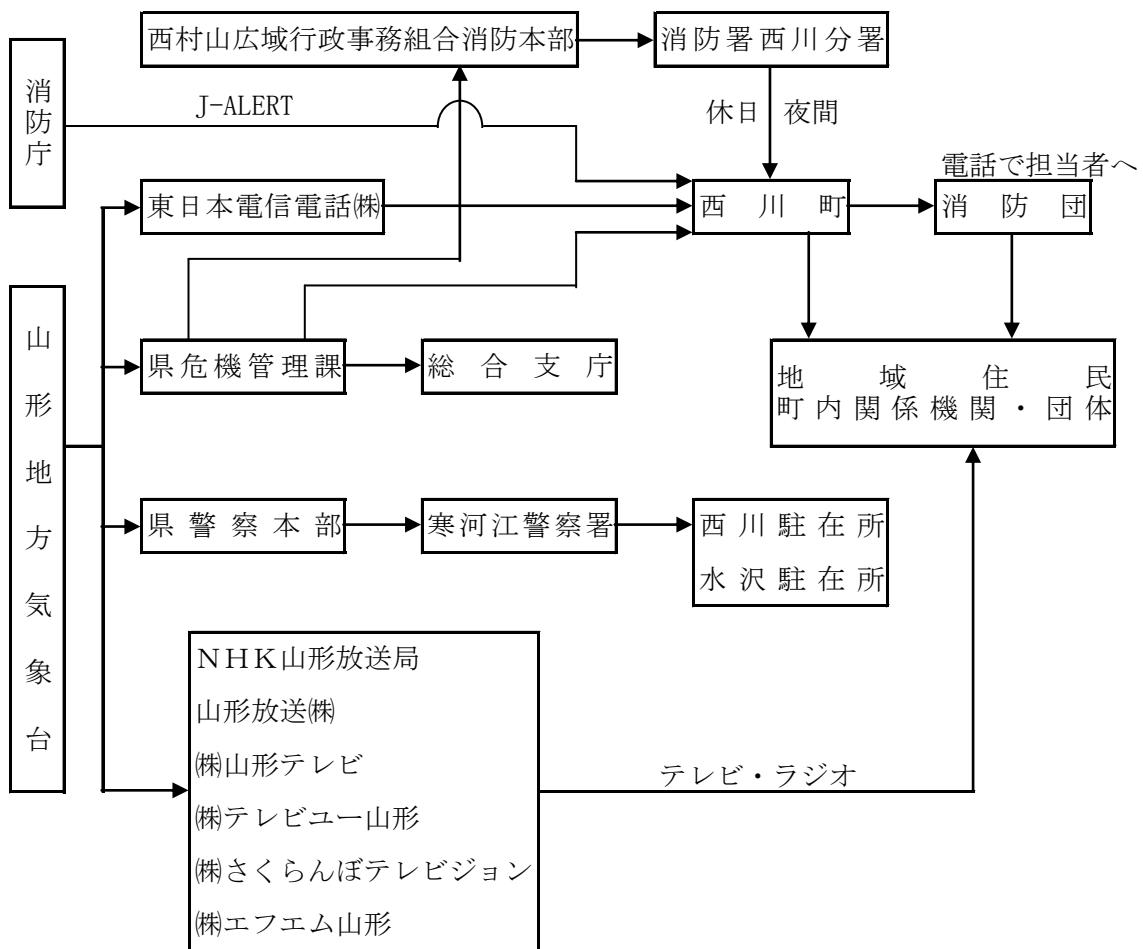
3 計画の内容

(1) 気象予警報、災害情報の伝達

ア 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、風水害・地震等災害情報の伝達系統

気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、風水害・地震等災害情報に関する情報は、次の伝達系統により伝達するものとする。

気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、災害情報の伝達系統



イ 住民に対する伝達の方法

気象庁及び山形地方気象台から発表される気象注意報・警報・地震情報及び消防庁から発せられる全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、災害に関する情報について、住民に対する伝達は、同報系防災行政無線、タブレット、広報車、サイレン、電話、緊急速報メール、口頭等によるものとする。

(2) 火災警報の伝達

ア 火災警報の伝達基準

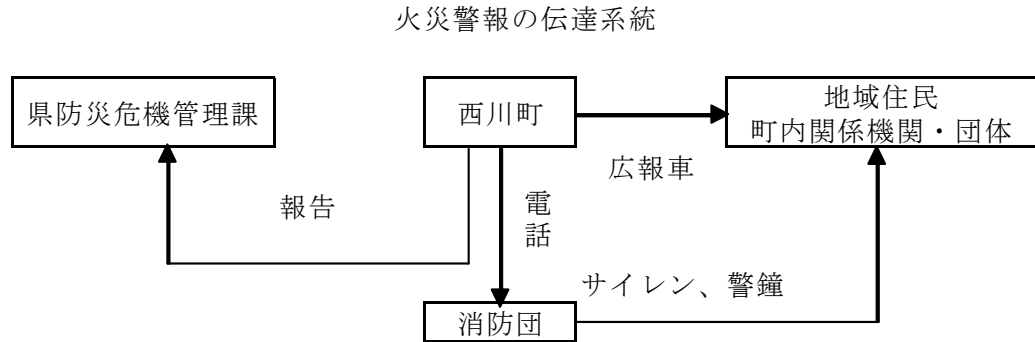
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、火災警報の発令条

件に従い、町長が発表するものとする。

なお、発表したときは、県（防災危機管理課）に報告するものとする。

イ 火災警報の伝達系統

火災警報の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 異常な現象の通報

ア 対象となる異常現象・気象

a 異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

b 地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感ずるような地震

イ 災害発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

ウ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

エ 町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて法第 65 条に基づき、応急措置従事命令の権限を行使するものとする。

オ 通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する機関に通報しなければならない。

(4) 伝達不可能時の対応

災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底するよう応急的な措置を講ずるものとする。

4 資料編

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 気象予警報等の種類及び発表基準 | (資料編 89 頁) |
| ② 気象庁震度階級解説表（抜粋） | (資料編 96 頁) |
| ③ 消防法で定める火災気象通報及び火災警報 | (資料編 95 頁) |

3 被災情報収集伝達計画

1 計画の方針

防災活動体制の万全を図るため、被害状況等の迅速かつ的確な報告要領等について定めるものとする。

2 主な実施機関

関係各部、総務部

3 計画の内容

(1) 被害調査要領

災害現地調査は次の要領により行うものとする。

ア 発災初期には、全庁を挙げて人命救助に必要な情報の収集体制をとるものとする。

イ 現地調査は、関係機関、諸団体、自主防災組織等の応援を求め実施するものとする。

ウ 被害調査にあたっては、県計画における被害判定基準の定めるところにより、被害認定するものとする。

エ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能のとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

オ 状況の把握、被害調査については、警察、総合支庁等県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとり実施するものとする。

(2) 被災状況等の報告

ア 発災直後

町は、被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況等の情報を収集し、総合支庁に報告するものとする。

a 震度 4 以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県（防災危機管理課）に直接報告するものとする。

なお、通信途絶等により県（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告するものとする。

災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

b 災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への 1 1 9 番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

イ 応急対策活動期

把握した被災状況、応急対策活動状況及び本部の設置状況等を総合支庁に報告するものとする。

ウ 報告要領

報告の種類、内容、時期等については、山形県災害報告取扱要領、被害判定基準の定めるところによる。報告は原則として県防災行政無線、ファクシミリにより速やかに報告するものとする。これが難しい場合は、一般電話、緊急電話、非常電報、緊急電報等を活用して行うものとする。

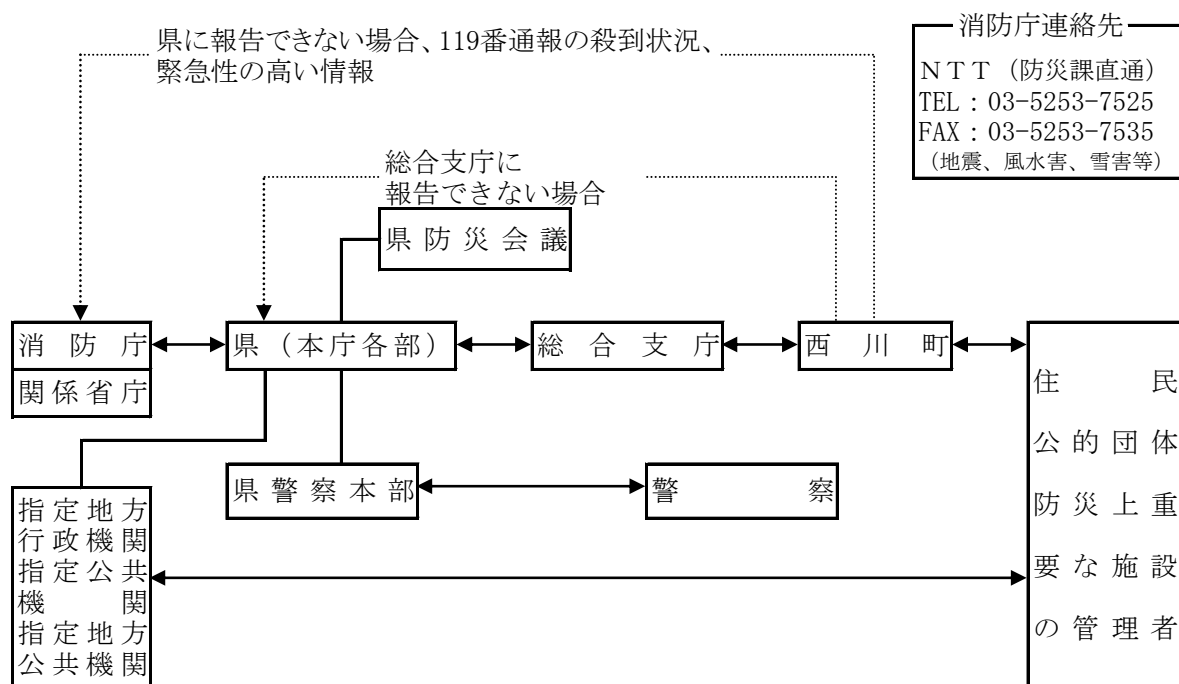
報 告 の 種 類 及 び 期 日

報告の種類	様 式	摘 要	提 出 期 限
災 害 速 報	第 1 号	災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生したが被害（状況）が把握できないとき	
災 害 情 報	第 2 号～第 13 号	災害が発生したとき	即時及び被害状況、対応状況の変動に伴い順次
災 害 中 間 報 告	第 1 4 号		危機管理課が指示するとき以降順次
災 害 確 定 報 告			応急対策を終了した 10 日以内
災 害 年 報	第 1 5 号	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 1 月 31 日現在で明らかになったものとする	2 月 1 5 日

エ 災害情報の報告系統

災害情報の報告系統は次のとおりとする。

災 害 情 報 の 報 告 系 統



（注）1 国（総務省消防庁）への報告には、法 53 条の規定に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法第 40 条の規定に基づく消防庁長官への報告がある。

2 市町村から県に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に直接報告を行うほか、119 番通報が殺到した場合等には市町村から県に加えて直接国（総務省消防庁）にも報告を行うものである。

(4) 資料編

① 山形県災害報告取扱要領

（資料編 68 頁）

② 被害判定基準

（資料編 100 頁）

第 4 節 災害広報・報道計画

1 計画の方針

災害時における人心の安定と、災害応急対策の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報及び報道機関に対する情報の伝達について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、つなぐ部、企画財政部、町民部

3 計画の内容

(1) 災害広報活動の要領

ア 広報の内容

一般住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

a 警戒段階

- ・ 気象予警報等
- ・ 雨量に関する情報
- ・ 河川水位に関する情報
- ・ 災害警戒区域等に関する情報

b 避難段階

避難段階における広報の内容は、本計画第 3 編第 1 章第 5 節「避難計画」のとおりとする。

c 救援段階

- ・ 安否情報
- ・ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ・ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- ・ 電線の感電注意等の留意事項
- ・ 交通停滞解消への協力
- ・ 電話混雑解消への協力
- ・ 道路、水道、電気等のライフラインの被害と復旧見込み
- ・ 生活再建、仮設住宅、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- ・ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

イ 広報の手段

広報は次の方法により実施するものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効と認められるものを利用するものとする。

- a 防災行政無線及びタブレットによる放送
- b 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示・回覧
- c サイレン
- d 消防団員等による口頭伝達
- e 町内会等を通じた情報伝達
- f 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- g 緊急速報メール、インターネットの活用

h その他

特に避難の指示の伝達等緊急を要する情報は、あらゆる手段を用いて伝達するよう徹底を図るものとする。

ウ 報道

報道機関に対する災害情報の伝達は、各防災関係機関の広報担当部局において公表すべき情報の取りまとめを行い、適宜その情報を提供するものとする。また、町が行う報道機関に対する情報の伝達の担当は、つなぐ部町民つなぐ班とする。

(2) 災害広聴体制の整備

被災者からの相談・要望・苦情等を受け、適切な処置を行うため、次のような体制を整備し、広聴活動の展開を図るものとする。

ア 被災住民の相談に応じる窓口の開設は、町民部町民窓口班が担当するものとする。

イ 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談・要望・苦情等を聴取し、速やかに関係各部班に連絡して早期解決に努めるものとする。

ウ 避難所に相談所が設置されない場合は、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(3) 応援の要請

町は、応急対策に係る広報及び情報の伝達を放送局のテレビ・ラジオ放送により行う必要がある場合は、県に対し、その要請を行うものとする。

第 5 節 避難計画

1 計画の方針

災害により危険が急迫している場合に、地域住民の自主的避難並びに住民を安全な場所に避難させるための指示などの避難行動について定めるものとする。

2 主な実施機関

町長（災害全般）

水防管理者（洪水）

知事又はその命を受けた職員（洪水、地すべり）

警察官（災害全般）

自衛隊（災害全般）

3 計画の内容

(1) 住民等の自主的避難

住民等は、危険が切迫し又は現に被災したことにより自主的に避難するときは、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、老人、避難行動要支援者等の安全確保と避難の補助に努めるものとする。

(2) 避難指示等の実施責任者

避難指示は、法第 60 条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

また、必要に応じて町長は、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

具体的には、次の表のとおり。

警戒レベル 避難情報等	実 施 責 任 者	措 置	実 施 の 基 準
高 レ ベ ル 3 等 避 難	町 長	高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要があると認めたとき
避 難 指 示 レ ベ ル 4	町 長 (法第 60 条第 1 項 及び第 2 項)	立ち退き及び立ち退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護し、他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき
緊 急 安 全 確 保 レ ベ ル 5	町 長 (法第 60 条第 3 項)	屋内での待避その他の 屋内における避難のため の安全確保の指示	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき

避難の指示等	知事及びその命を受けた者 (水防法第 29 条、 地すべり等防止法 第 25 条)	立ち退きの指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ・洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 (水防法第 29 条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (法第 61 条第 1 項、 警察官職務執行法 第 4 条第 1 項)	立ち退き及び立ち退き先の指示、警告	町長が避難のため、立ち退きを指示することができないと認められるとき 重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

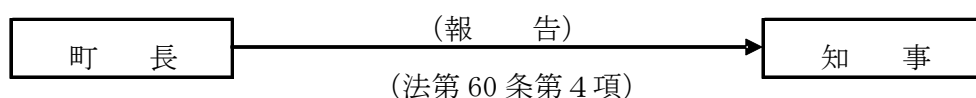
(3) 避難指示、報告及び通知等

ア 町長

a 避難指示

住民の安全確保を最優先とし、指示が遅れることのないよう留意するとともに、立ち退きを指示した場合は、現地に避難誘導員を派遣するものとする。

b 報告・通知等



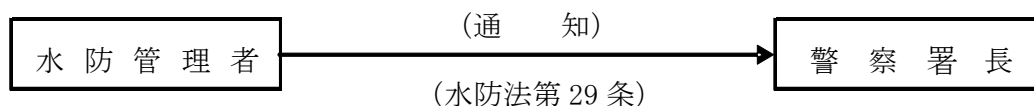
(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。

イ 水防管理者

a 指示

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示するものとする。

b 報告・通知等



ウ 知事又はその命を受けた者

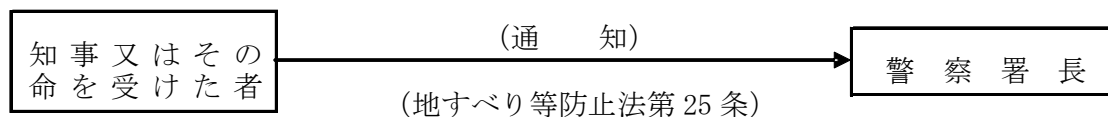
a 洪水のための指示

上記の「水防管理者の指示」と同じ

b 地すべりのための指示

地すべりにより危険性が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示するものとする。

c 報告・通知等



エ 警察官

a 警察官職務執行法第 4 条第 1 項による措置

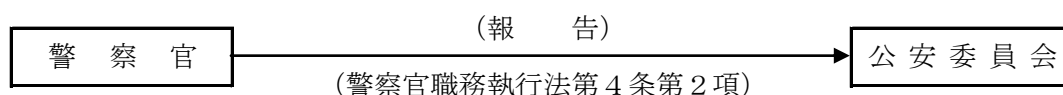
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び危害を受けるおそれがあるものを避難させ又は必要と認められる措置をとるものとする。

b 法第 61 条による指示

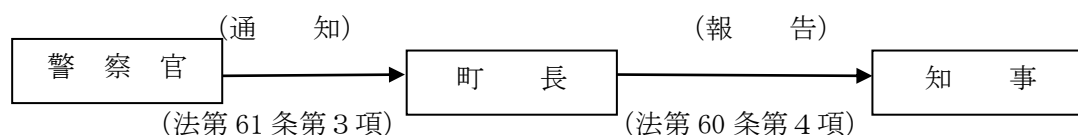
町長による避難の指示ができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難の立ち退きを指示するものとする。

c 報告・指示等

a の場合



b の場合



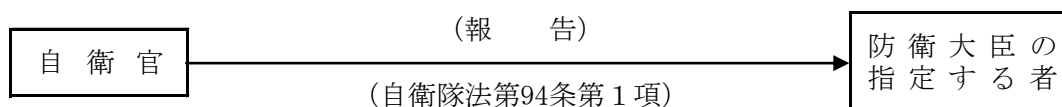
(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。

オ 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に関し、「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとるものとする。

b 報告・通知等



(4) 避難指示等の内容等

ア 避難指示等の内容

避難指示等の発令については、対象となる災害を①河川洪水、②土砂災害、③林野火災、④大規模地震の4種類とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断し、町長が必要と認めたときに発令するものとする。

a. 河 川 洪 水

洪水の発生は寒河江川とその支流で起こりうることから、町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示の対象となる「避難すべき区域」を判断する。避難所、避難施設については資料編のとおりとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、指定河川洪水予報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、水位情報（警戒水位（※1）、危険水位（※2）等）、気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

	具体的な基準
避難指示	寒河江ダム「緊急放流（異常洪水時防災操作）3時間前通知（通知7）」を受信したとき。 もしくは河川氾濫のおそれがあるとき。

（※1） 水防活動を行う指標となる水位であり、消防団が出動する水位

（※2） 洪水により氾濫の起こるおそれがある水位

b. 土 砂 災 害

【避難すべき区域・避難所】

土砂災害発生のおそれのある警戒区域等は町内のあらゆる箇所に点在していることから、町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

避難所、避難施設については資料編のとおりとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は①避難指示等発令判断基準及び②5段階警戒レベルを参考に、気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令するものとする。

①避難指示等発令判断基準

警戒レベル 避難指示等	気象予警報及び現 地情報等による基 準	土砂災害警戒システムに よる基準	積算雨量等による基準		
			前日までの連続 雨量が100mm以上 あった場合	前日までの連続 雨 量 が 10mm ～ 100mmあった場合	前日までの降 雨がない場合
高齢者等避難 警戒レ ベル 3	①大雨警報が発表 され、かつ、1時間 雨量50mmを超え たとき。 ②近隣で前兆現象 (湧き水・地下水の 濁り、量の変化) が 発見される。	レベル 3 となったとき (実況または1～2時間 先予想で大雨警報の土壌 雨量指数を超過)	当日の日雨量が 50mmを超えたとき。	当日の日雨量が 80mmを超えたとき。	当日の日雨量 が100mmを超え たとき。
避難指示 警戒レ ベル 4	①土砂災害警戒情 報が発表されたとき。 ②近隣で前兆現象 (溪流付近で斜面 崩壊、擁壁・道路等 にクラック発生) が 発見される。 ③近隣で土砂災害 が発生するおそれ がある。 ④近隣で土砂移動 現象、前兆現象(山 鳴り、流木の流出、 斜面の亀裂等)が発 見される。	レベル 4 となったとき (1～2時間先予想で土 砂災害警戒情報の基準を 超過)	①当日の日雨量 が50mmを超え、時 間雨量が30mm以 上の強い雨が予 想される。 ②避難指示発令 後も継続して降 雨を観測し、土砂 災害発生危険がさ らに高まったとき。	①当日の日雨量 が80mmを超え、時 間雨量が30mm以 上の強い雨が予 想される。 ②避難指示発令 後も継続して降 雨を観測し、土砂 災害発生危険がさ らに高まったとき。	①当日の日雨量 が100mmを超え、時間雨量が 30mm以上の強い雨が予想さ れる。 ②避難指示発令後も継続し て降雨を観測し、土砂災害発 生の危険がさらに高まった とき。

(※ 3) 山形県河川・砂防情報システムにおける各観測所

(※ 4) 山形県河川・砂防情報システムにおける危険度メッシュの雨量判定図による。

② 5段階警戒レベル

警戒レベル	避難行動等	避難指示等	防災気象情報
警戒レベル 5	既に災害が発生している可能性が極めて高い状況。 命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	緊急安全確保	大雨特別警報等 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「災害切迫」(黒)の表示
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難。 公的避難場所までの移動が危険と思われる場合は、知人宅や親戚宅、または、自宅内より安全な場所に避難。	避難指示	土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険」(紫)の表示
警戒レベル 3	避難に時間を要する方は避難開始。その他の方は避難の準備。	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「警戒」(赤)の表示
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認するものとする。	(注意喚起)	大雨注意報 洪水注意報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「注意」(黄)の表示
警戒レベル 1	災害への心構えを高めるものとする。	(注意喚起)	早期注意情報

【防災対応タイムライン】

前線や台風等による土砂災害は地震やゲリラ豪雨等と異なり数日前からある程度予測可能であり、事前に被害発生を前提とした対応策を整備して有事の際に実行することにより、被害を最小化することが可能になる。

災害の発生時までには町民の避難を完了させ、生命を守ることを目標としたタイムラインを作成する。

前線、台風等に伴う土砂災害に関する西川町タイムライン（防災行動事前対応計画）				
タイムライン	気象情報	西川町		町民等
		担当部・班		
ー 120 h				
ー 96 h	○ 台風予報（随時）			○ テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
ー 72 h		準備体制		
ー 48 h	○ 台風に関する気象庁記者会見（随時）	○ 連絡体制の確認・調整 ○ 防災行政無線の確認	総務部危機管理班 総務部危機管理班	○ テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
ー 24 h	○ 降雨予報（随時） ○ 山形県気象警報・注意報（随時）	○ 避難所の確認・調整 ○ 資機材の確認・確保	総務部危機管理班 建設部建設班	○ ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
ー 6 h	○ 大雨注意報、洪水注意報発表	○ 第一次配備（災害対策警戒班） ○ 情報収集（雨量等）開始 ○ 関係各対策部・班、消防分署、消防団等への情報提供 ○ 関係機関（区長・国・県等）との連絡・調整	総務部危機管理班 みどり共創部農政班 みどり共創部森林活用班 建設部建設班 建設部上下水道班 消防部常備消防班 総務部危機管理班 総務部危機管理班	○ 防災グッズの準備
ー 4 h	○ 大雨警報、洪水警報発表 ○ 大雨特別警報発表 ○ 寒河江ダム・水ヶ瀬ダム放流開始通知（随時）	○ 第二次配備（災害対策警戒班） 警戒体制	総務部総務班 総務部危機管理班 総務部大井沢支所班 健康福祉部健康推進班 健康福祉部在宅支援班 健康福祉部地域包括支援センター班 みどり共創部農政班 みどり共創部森林活用事業班 建設部管理班 建設部建設班 建設部上下水道班 教育総務部教育総務班 生涯学習部生涯学習班 生涯学習部社会体育施設班 消防部常備消防班	○ 防災行政無線、タブレット、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等による大雨等の状況確認（随時） ○ 自宅保全
ー 3 h		○ 第三次配備（災害対策連絡本部） ○ 現場パトロール開始 ○ 高齢者等避難の発令準備 ○ 避難所の開設準備 ○ 現場パトロールの強化	対策部長全員 総務部総務班 総務部危機管理班 総務部大井沢支所班 企画財政部デジタル推進班 企画財政部民生推進班 健康福祉部健康推進班 健康福祉部在宅支援班 健康福祉部地域包括支援センター班 みどり共創部農政班 みどり共創部森林活用事業班 建設部管理班 建設部建設班 建設部上下水道班 教育総務部教育総務班 生涯学習部生涯学習班 生涯学習部社会体育施設班 消防部常備消防班 農林部 建設部 総務部危機管理班 健康福祉部地域包括支援センター班 農林部 建設部	
ー 2 h		○ 第四次配備（災害対策本部） ○ 高齢者等避難の発令 ○ 避難所の開設 ○ 消防団等出動 高齢者等避難 ○ 避難指示の発令 非常体制 避難指示	対策部・班全員 総務部危機管理班 健康福祉部在宅支援班 消防部消防団員班 総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット等による高齢者等避難の受信 危険な場所から高齢者等 ○ 防災行政無線、タブレット等による避難指示の受信 危険な場所から全員避難
ー 0 h		○ 緊急安全確保の発令 緊急安全確保	総務部危機管理班	○ 防災行政無線、タブレット等による緊急安全確保の受信 命の危険 直ちに安全確保
	災害発生	○ 避難者への支援	健康福祉部地域包括支援センター班	避難解除

※気象情報発表のタイミング等については事象等によって異なります。

※日中、夜間、あるいは事象等によってタイミング等が異なります。

c. 林 野 火 災

【避難すべき区域・避難所】

災害の特性上、災害発生後に避難指示等を行うことになる。町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署等との情報交換を行い避難指示の対象となる「避難すべき区域・避難所」を判断するものとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、気象予測や林野火災発生箇所
の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令するものとする。

高齢者等避難	2 時間後に延焼範囲が避難対象区域に達すると予想されるとき。
避難指示	① 1 時間後に延焼範囲が避難対象区域に達すると予想されるとき。 ②延焼により生命の危険にさらされることが明らかなき。

d. 大規模地震

【避難すべき区域・避難所】

災害の特性上、災害発生後に避難指示等を行うことになる。家屋倒壊や火災の発生、土砂災害等が予想されるため、緊急の対応が必要となる。町は町職員や消防職員等による警戒区域等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、山形地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難指示等の対象となる区域を判断するものとする。地震発生時の一時避難所は防災計画に定める避難所とし、避難施設は地震収束後に状況を判断し設置するものとする。

【具体的な基準】

町長が避難指示等を発令する際は以下の基準を参考に、気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令するものとする。

	降雨がない場合	積算雨量等による基準		
		前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 10mm～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
避難指示	①町内で震度 5 弱から 5 強の地震が観測されたとき。 ②町内で震度 6 弱の地震が観測されたとき。	①町内で震度 4 の地震が観測され、当日の日雨量が 50mm を超えたとき。 ②町内で震度 5 弱から 5 強の地震が観測され、当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想される。	①町内で震度 4 の地震が観測され、当日の日雨量が 80mm を超えたとき。 ②町内で震度 5 弱から 5 強の地震が観測され、当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想される。	①町内で震度 4 の地震が観測され、当日の日雨量が 100mm を超えたとき。 ②町内で震度 5 弱から 5 強の地震が観測され当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想される。

e. その他突発的な災害の発生するおそれがあるとき

イ 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して実施するものとする。

- a 避難指示等の対象地域
- b 避難先
- c 避難経路
- d 避難指示等の理由
- e 注意事項（戸締まり、携行品、服装等）

ウ 避難指示等の住民への周知

a 住民への周知

避難指示等の住民への周知は、関係機関の協力を得て、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとする。また、必要に応じて下記の方法を併用して行うものとする。

- ・防災行政無線及びタブレットによる周知
- ・広報車等による周知
- ・放送等による周知
- ・口頭による周知
- ・緊急速報メールによる周知
- ・ホームページによる周知
- ・その他有効な伝達方法、手段により周知するものとする

b 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者避難支援プランに基づき高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者への避難指示・誘導等を行う。

エ 避難活動及び携行品の制限

a 避難活動

避難時における混乱と事故防止及び避難を円滑に行うため、避難誘導員（消防団員）をその都度配置し、避難場所の位置、経路等を必要箇所に掲示し、避難に対して万全を期すものとする。自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、町が車両等により移送するものとする。

また、必要に応じて寒河江警察署等に避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請するものとする。

オ 避難の順位

住民の避難の順位は、老人、幼児、傷病者及び婦女子を優先とし、防災活動に従事できるものは最後に避難させるものとする。

カ 携行品の制限

避難のための立ち退きに当たっての携行品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が行えるように努めるものとする。

キ 誘導に際しての注意事項

- a 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。なお、万が一の場合の安全を考え、避難経路は 2 箇所以上を選定するものとする。
- b 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- c 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定するものとする。警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知するものとする。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害 種類	設 置 権 者	根 拠	備 考
災害全般	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員	法第 63 条第 1 項	
	警 察 官	法第 63 条第 2 項	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求のあったとき
	海 上 保 安 官	法第 63 条第 2 項	
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	法第 63 条第 3 項	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないときに限る
火災	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条第 1 項	
	警 察 官	消防法第 28 条第 2 項	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る
水災	水防団長・水防団員	水防法第 21 条第 1 項	
	消防吏員・消防団員	水防法第 21 条第 1 項	
	警 察 官	水防法第 21 条第 2 項	水防団長、水防団員、消防吏員若しくは消防団員がいないとき又はこれらの者から要求のあったとき
水災以外	消防吏員・消防団員	消防法第 36 条第 7 項	
	警 察 官	消防法第 36 条第 7 項	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないときに限る

※ 警戒区域を設定する場合は、標識、なわ張り等により警戒区域を表示するものとする。

(6) ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難

避難行動要支援者避難支援プランにより避難するものとし、潜在的避難行動要支援者の把握に努め、隣接住民の協力体制についてあらかじめ検討しておくものとする。

(7) 学校等における避難対策

学校、社会福祉施設等、多数の者が出入りする施設の防火責任者等は、あらかじめ定めてある消防計画に基づき、迅速な避難体制を確保するものとする。

(8) 広域避難

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化に鑑み、町外への広域的な避難所への受入れが必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接要請し、他の都道府県への受入れについては、県に対し他の都道府県への避難要請を行うものとする。

第 6 節 避難所運営計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、避難所の的確かつ円滑な運営について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、生涯学習部

自主防災組織

3 計画の内容

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難指示をした場合、又は避難地に避難した住民が住家の倒壊等により受入れが必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡して受け入れるよう指示するものとする。

ア 開設期間

災害が発生した日から概ね 7 日以内とする。

イ 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を越えない範囲とする。

ウ 受入れ対象者

災害によって現に被害を受けた者のほか、災害によって被害をうけるおそれのある者。

エ 管理責任者等の指定

避難所を開設したときは、管理責任者、運営リーダーを選出し、管理運営及び受入れ者の保護にあたるものとする。

オ 避難者数の把握

避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握するものとする。

カ 物資等の調達

避難所の状況等を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行うものとする。

キ 通信手段の確保

避難所と役場との通信手段を確保するものとする。

ク 感染症対策

感染症まん延時の避難所開設にあたり、避難者受け入れ時に検温・問診を実施し感染防止対策を図るものとする。

(2) 指定避難所（地）

町は、あらかじめ避難所（地）を指定し、住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 避難所開設の周知及び報告

ア 避難所の周知

避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れべき者を誘導し保護するものとする。

イ 避難所開設の報告

町長は、避難所を開設したときは、直ちに県知事、警察、消防署等関係機関に対し、開

設の状況を報告するものとする。

- a 避難所開設の日時、場所
- b 避難所開設の目的
- c 箇所数及び受入れ人数
- d 開設期間の見込み
- e その他必要事項

(4) 避難所の運営管理

ア 運営管理体制

避難所の管理責任者及び運営リーダーと協議し、女性を含めた運営管理組織を設置する。運営にあたっては、自主的な運営体制となるよう原則として自主防災組織や区等により行うものとする。

イ 避難所における生活環境の整備

a 避難者の栄養、健康管理

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康管理に十分留意するよう努めるものとする。

b 衛生、給食及び給水等対策

食料、飲料水、仮設トイレ、仮設風呂等の確保に努めるものとする。

c プライバシー保護

間仕切りなどを設置し、プライバシーの保護に努めるものとする。

d 避難行動要支援者に配慮した環境整備

①専用スペースの確保に配慮するものとする。

②医療・保健福祉サービスが適切に行われるよう配慮するものとする。

e 男女のニーズの違いに配慮した環境整備

男女のニーズの違いへの配慮、避難所での妊産婦・子育て家庭などへの配慮及び安全・安心の確保に努めるものとする。

f 感染症対策

感染症まん延時の避難所運営にあたり、アルコール消毒の確保、マスク着用の推進、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等を実施し感染防止対策を図るものとする。

ウ 秩序ある避難生活

避難者等は、避難所の混乱回避及び生活環境悪化防止のため、ごみ処理及び洗濯等生活上のルールを遵守し、秩序ある避難生活に努めるものとする。

4 資料編

(1) 第一次避難場所

(資料編 257 頁)

(2) 避難所開設場所

(資料編 257 頁)

第 7 節 救出・救急計画

1 計画の方針

災害により生命身体が危険な状態にある者に対する救出計画、負傷者を迅速かつ適切に医療機関へ搬送するための救急計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 救出計画

生き埋め者や行方不明者等の救出を迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 救出隊の編成

災害が大規模となったときは、関係機関と協力し、救出隊を編成するものとする。救出隊は、町職員、警察官、消防職団員及び自主防災組織や地域住民により編成し、災害の規模、救出対象者、救出範囲その他事情に応じて要員を確保するものとする。

イ 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町が必要に応じ防災関係機関等に要請し、調達するものとする。

(2) 救急計画

ア 救急搬送にあたっては、負傷者の状況、受入れ医療機関等の状況を把握するとともに、防災関係機関と連絡を密にして実施するものとする。

イ 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要となった場合は警察、陸上自衛隊及び県と連絡を密にし、ヘリコプター等による搬送を実施するものとする。

(3) 応援の要請

町は、自らだけでは救出・救急活動が困難と認めたときは、県及び他市町村に応援を要請するものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則によるものとする。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第 8 節 医療救護計画

1 計画の方針

災害時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町及び医療機関等が実施する応急医療救護活動について定めるものとする。

2 主な実施期間

健康福祉部、医療部

寒河江市西村山郡医師会

消防署

3 計画の内容

(1) 医療救護活動

ア 医療救護班の編成

町は、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。原則として、救護班 1 班当たりの編成は次のとおりとする。

医 師	看 護 師	保 健 師	事 務 職 員	自動車操作要員	計
1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	6 人

イ 医療救護の期間

医療は、災害発生の日から原則として 14 日以内とする。また、助産は分娩した日から原則として 7 日以内とする。

ウ 情報連絡体制の強化

医療従事者の確保に万全を期すとともに、寒河江市西村山郡医師会、医療機関等との情報連絡体制の強化を図るものとする。

エ 応援の要請

町は、自らだけでの救護が困難と判断した時は、国に対し、厚生労働省が管轄する災害派遣医療チーム D M A T、災害時健康危機管理支援チーム D H E A T 及び災害派遣精神医療チーム D P A T 等の派遣を要請するものとする。

(2) 救護所の設置

町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、迅速に医療救護所を設置するものとする。医療救護所に必要な医療従事者については、西川町立病院及び寒河江市西村山郡医師会に要請するとともに、県に対し、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班並びに医療救護所開設の派遣を要請するものとする。なお、医療救護所を設置したときは、その旨を住民に周知するものとする。

ア 救護所の医療救護活動

設置した救護所において次の医療救護活動を行うものとする。

- a 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）
- b 災害拠点病院及び一般医療機関への移送手配

- c 医療救護活動の記録
- d 死亡の確認
- e 町災害対策本部へ患者受入れ状況等の報告
- f 感染症患者の対応
- イ 傷病者等の搬送
 - 傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保するものとする。
 - a 消防署に、搬送を依頼するものとする。
 - b 傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防署が行うものとする。
 - c 必要に応じて、町公用車等により搬送するものとする。
 - d 救護所から医療機関へ搬送する場合で、消防署で対処できない場合は、県に応援を要請するものとする。
 - e 緊急に特別な治療を要する傷病者又は遠隔地等への搬送が必要となった場合は、防災関係機関が所有するヘリコプターにより行うものとする。
 - f 感染症が疑われる患者については、保健所等の指導・指示により対応するものとする。
- ウ 医薬品、医療資器材の調達
 - a 医療及び助産に必要な医療用資器材等の調達について、日頃より計画しておくものとする。
 - b 備蓄している医薬品等を優先的に、医療及び助産活動に使用するものとし、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達するものとする。
 - c 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社山形県支部に依頼するものとする。
- (3) 災害救助法の適用された場合の措置
 - 災害救助法が適用された場合の医療、助産に係る対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則によるものとする。

4 資料編

- (1) 医療機関一覧

(資料編 259 頁)

第 2 章 応急対策

第 1 節 水防計画

1 計画の方針

洪水等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、これらによる被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	水防団員の足止を行う	水位が指定水位に達し、気象状況及び河川状況により必要と認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検・水門等開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき
出 勤	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により警戒水位を越え又は越えるおそれのあるとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに溢水・漏水・崩壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

※ ただし、河川の状況により必要がないと認められるときは、「待機」は行わないものとする。

(2) 監視及び警戒

気象予報・警報等が発表された場合、河川の増水や地すべり、台風の接近等がある場合は、水防上危険な箇所を随時巡視するものとする。

(3) 通報連絡体制

一般加入電話（携帯電話を含む）、防災行政無線を活用して連絡にあたるものとする。

(4) 水防作業

水防作業が必要となった場合には、最良の工法を用いて、被害を最小限に食い止めるものとする。

(5) 広報

次の各項に該当する情報を収集したときは、下流地域の関係機関に周知し、関係住民に広報するものとする。

- a 洪水予報、警報の通知を受けたとき
- b 洪水又は洪水のおそれがあるとき
- c 放流の影響がきわめて大きなダム等の放流の通知を受けたとき

第 2 節 消防活動計画

1 計画の方針

火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、迅速かつ適切な消防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 消防団による消防活動

ア 出火防止

災害により火災等の発生が予測される場合は、付近の地域住民に対し、出火防止（火気取扱の停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は地域住民、自主防災組織と協力して初期消火にあたるものとする。

イ 消防活動

消防署と連携して、迅速かつ効果的な消防活動を行うものとする。

(2) 消防署による消防活動

ア 情報収集、伝達

a 火災情報の把握

119 番通報、駆けつけ、一般加入電話（携帯電話を含む）、消防無線、高所監視等、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。

b 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を町長（場合によっては県知事）に対して報告し、応援要請手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

イ 同時多発火災への対応

概ね次の原則に拠るものとする。

a 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

b 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

c 消火可能地域の優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行うものとする。

d 市街地火災消防活動優先の原則

多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先して、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたるものとする。

e 重要対象物の優先の原則

重要対象物周辺と他の一般地域から同時に出火した場合は、重要対象物を防護し、そのうえで必要な消防活動を行うものとする。

f 火災現場活動での原則

- ・ 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命安全確保を最優先とし、幹線避難路を確保した延焼拡大防止及び救助・救急活動の成算等を総合的に決断し、行動を決定するものとする。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧するものとする。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を防止するものとする。

(3) 応援の要請

町は自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」及び「山形県広域消防応援隊に関する覚書」に基づき、他の市町村等への応援を要請するものとする。

4 資料編

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 山形県広域消防相互応援協定書 | (資料編 108 頁) |
| (2) 山形県広域消防相互応援協定運用について | (資料編 110 頁) |
| (3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 | (資料編 121 頁) |
| (4) 西川町消防計画 | (資料編 193 頁) |

第 3 節 林野火災計画

1 計画の方針

林野火災の発生に対し、その延焼を最小限に食い止めるため、迅速かつ適切な消防活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

山形森林管理署

西村山地方森林組合

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 地上からの消防活動

ア 東北森林管理局山形森林管理署、西村山地方森林組合等と相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消防活動を実施するものとする。

イ 林野火災は、発生時の気象条件により広域的に延焼拡大するおそれが強いとため、近隣の市町村と連絡を密にするとともに、必要に応じて応援を要請するものとする。

(2) 空中からの消防活動

ア 災害派遣依頼

地上での消防活動では、消火が困難でありヘリコプターによる空中消火が必要と認めるときは、県に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請し又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣要請を依頼するものとする。

イ 受入体制の整備

a 空中消火基地（ヘリポート）の設置

b 空中消火用資機材の輸送体制の整備

ウ 作業要員の編成

空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するため、各作業に従事する要員を編成し、消火薬剤の補給作業を行うものとする。

エ 現場指揮本部の設置

空中消火が必要な大規模な林野火災における消防活動組織は、他の市町村、警察、陸上自衛隊の派遣部隊等を含め大規模になってくるため、これら防災機関相互の連絡調整等を行い統一的な消防活動を実施するため、必要に応じて現場指揮本部を設置するものとする。

(3) 応援の要請

町は自らの消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合は、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づき、他の市町村等への応援を要請するものとする。

また、空中消火による消防活動を必要とする場合は、県に対し、空中消火資機材の借受申請及び陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

4 資料編

【 第 3 編 災害応急対策計画 】

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱 | (資料編 58 頁) |
| (2) 山形県広域消防相互応援協定書 | (資料編 108 頁) |
| (3) 山形県広域消防相互応援協定運用について | (資料編 110 頁) |
| (4) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定 | (資料編 118 頁) |
| (5) 自衛隊派遣要請書 | (資料編 284 頁) |

第 4 節 技術者等動員計画

1 計画の方針

災害時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者及び労務者等の確保について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

総合支庁

消防署

3 計画の内容

(1) 技術者の派遣依頼

本部の各対策部において、職員及び災害対策の技術者に不足を生じた場合は、総務部長に職員及び技術者等の派遣依頼を申し出るものとする。

従事命令及び協力命令の種類、根拠、対象者、補償等は次のとおりである。

ア 従事命令等の種類と執行者

対策作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業	従事命令	法第 71 条第 2 項	町長（県知事より委任を受けた場合のみ）
	協力命令	法第 71 条第 2 項	町長（県知事より委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	法第 65 条第 1 項	町長
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条 第 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 17 条 第 1 項 河川法第 22 条 第 2 項	水防管理者（町長） 水防団長（消防団長） 消防機関の長

イ 従事命令等の対象者・補償

命令区分・作業対象	対 象 者	補 償
法による町長の従事命令 （県知事より委任を受けた場合のみ） 〔災害応急対策〕	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師及び看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6. 自動車運送業者及び従事者	「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例」（昭和 37 年山形県条例第 66 号）に定めるところによる
法による町長の協力命令 （県知事より委任を受け	応急措置を要する者及びその近隣の者	

た場合のみ) 〔災害応急対策〕		
法による町長の従事命令 〔災害応急対策全般〕	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	・実費弁償はなし ・災害補償は、山形県消防補償等組合の補償条例に定めるところによる
従 事 命 令 〔 消 防 作 業 〕	火災現場付近にある者	
従 事 命 令 〔 水 防 作 業 〕	区域内に居住する者又は水防の現場にある者	

ウ 従事命令書

県知事から委任を受けて従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、公用命令書を交付するものとする。費用については、県の基準により行うものとする。

(2) 労務者の確保

災害応急対策を実施する際に不足する労務者の確保は、公共的協力関係団体及び関係業者の協力を得て雇用の確保を行うものとする。また、災害応急復旧現場における危険を伴わない軽作業活動については、奉仕活動団体に応援を要請して実施するものとする。

ア 労務者の雇用

労務者を雇用する範囲は、次の用務とするものとする。

- a 被災者避難に関する用務
- b 医療救護における移送に関する用務
- c 被災者救出のための用務又は機械操作に関する用務
- d 飲料水供給のための用務
- e 救援物資の整理、輸送及び配分のための用務
- f 遺体の捜索及び処理のための用務
- g 災害ごみ収集、処理のための用務
- h 道路、河川の障害除去の用務
- i 応急仮設住宅建設のための用務
- j その他必要とする用務

イ 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、町の基準額で定められた日額とするものとする。

ウ 奉仕団組織と奉仕活動

奉仕団は、自主防災組織、女性団体、民間協力団体等に協力を要請して編成を行い、危険を伴わない軽作業活動とし、次の労務の種類により適宜、奉仕活動の協力を要請するものとする。

- a 避難所における奉仕活動
- b 炊き出し及び給水の奉仕活動
- c 救援物資の整理、支給の奉仕活動
- d 清掃等の奉仕活動
- e その他必要とする奉仕活動

(3) 応援協力等

ア 町は、地区内で労務者雇用の確保ができない場合又は不足する場合は、県又は近隣の市

町村に対し、斡旋を依頼して労務者の確保を図るものとする。

イ 町は、法第 80 条第 2 項の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から応急措置を実施するための労務者、又は物資等の確保について応援を求められた場合は、これに協力するものとする。

4 資料編

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 従事命令書 | (資料編 349 頁) |
| (2) 変更令書 | (資料編 349 頁) |
| (3) 取消令書 | (資料編 350 頁) |

第 5 節 応急措置に係る応援計画

1 計画の方針

広域的な防災活動に際し、緊密な連携のもとに積極的な応援体制を確立し、災害応急対策に万全を期すため、その応援関係について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 広域防災応援関係

大規模な災害に対処するための広域防災応援関係は、次表のとおりである。

法律名	条文	内 容			備 考
		応援の内容	応援を要請する者	応援する者	
災害対策基本法	29 条②	町長等の行う指定地方行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（災害の応急又は復旧）	町長又は町の委員会若しくは委員（以下「町長等」という）	指定地方行政機関の長	委員会又は委員はあらかじめ町長に協議を要する（29 条③）
	30 条①	町長等が県知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める（災害の応急又は復旧）	町長等	指定地方行政機関（職員）	県知事が斡旋を行う（第 30 条①②）派遣を要請された場合、著しい支障のない限り適任と認める職員を派遣する義務がある（31 条）
	30 条②		町長等	県（職員）	派遣職員は、派遣を受けた町の職員の身分を合わせ有する（令第 17 条）（身分の併任）災害派遣手当の支給（32 条①）派遣職員の身分取扱い（32 条②）
	67 条①		町長等	市町村等	応援に従事する者は、町長等の指揮の下に行動する（67 条②） 応援を受けた長等が、応援に要した費用を負担（92 条）
	68 条①	町長等の県知事等に対する応援要求及び応急措置の実施の要請	町長等	県知事等	同上
	69 条	町が他の地方公共団体に対し事	町	地方公共団体	消防事務組合も市町村の中に含まれる地

		務の委託を行う (応急措置)			方自治法 252 の 14、 15 の規定は適用さ れない→施行令 28 条
消防組 織法	39 条①	消防の相互応援	町	県・市町村	相互応援協定 (39 条②)
水防法	23 条①	水防管理者が他 の水防管理者、 市町村長・消防 長に対し応援を 求める (水防のため)	水防管理者 (町長)	水防管理者 市町村長 消防長	応援に要した費用は 応援を求めた団体が 負担 (23 条③) 応援のため派遣され た者は要請した水防 管理者の所轄の下に 行動 (23 条②)

(2) 派遣の要請、斡旋及び応援の方法

派遣の要請、斡旋及び応援（以下「要請等」という。）を求める場合は、次の事項について、とりあえず無線又は電話等によりその要請等を行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概要
- ウ 要請等を必要とする理由
- エ 要請等を必要とする場所
- オ 要請等により必要とする要員及び資機材
- カ その他必要とする事項

4 資料編

- (1) 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 108 頁)
- (2) 山形県広域消防相互応援協定運用について (資料編 110 頁)
- (3) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (資料編 114 頁)
- (4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について (資料編 115 頁)
- (5) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定 (資料編 118 頁)
- (6) 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 121 頁)

第 6 節 交通計画

1 計画の方針

災害時における交通の混乱を防止するとともに、道路災害等による事故を防止し、被災者の避難、物資の輸送等のために必要な交通規制等について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部
山形河川国道事務所
総合支庁
警察

3 計画の内容

(1) 交通安全の確保

ア 道路状況の把握

道路管理者及び寒河江警察署長は、災害が発生した場合は、直ちに管理（管轄）区域の交通安全施設、道路、橋梁等の被害、放置車両等による交通の支障の有無を調査し、相互に情報連絡を行うものとする。

イ 交通規制

a 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく規制（同法第 46 条）

災害時、道路が破損し又は破損等が予想される場合、施設構造の保全や交通の危険を防止するため、道路管理者は通行を禁止・制限（重量制限を含む）するものとする。

b 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく規制（同法第 6 条）

災害時、道路における危険防止や交通安全のため、必要があると認められるとき警察官は、通行を禁止・制限するものとする。

c 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

緊急輸送・避難道路確保のため、必要があると認められるとき公安委員会は、道路の区間を指定し、緊急輸送用以外の車両の通行を禁止・制限するものとする。

ウ 規制の標識等

交通規制をしたときは規制の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規制の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに、現地において交通整理等にあたるものとする。

a 規制標識

「道路法」及び「道路交通法」に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、法に基づいて規制したときは、同法施行規則に定める様式によって表示するものとする。

b 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示するものとする。

- ・ 禁止制限の種別と対象
- ・ 規制する区間

- ・規制する期間
- ・規制する理由

c 迂回路の表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

エ 報告

規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、その周知徹底を図るものとする。

(2) 緊急輸送・避難道路の確保

ア 町は、関係機関と協議し、緊急輸送・避難道路の確保を行うものとする。

イ 障害物の除去及び災害復旧

町内の重機を保有する事業所が、発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧にあたるよう協定を結んでおくものとする。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第 7 節 輸送計画

1 計画の方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送手段の確保について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、商工観光部

警察

3 計画の内容

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料、水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災以外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

(2) 緊急輸送手段の確保

ア 輸送の方法

- a 災害輸送は、車両、ヘリコプター、オートバイ、自転車、人力等によるものとし、各関係機関と協議して行うものとする。
- b 空中輸送については、県を通じて行うものとする。

イ 車両の確保

災害輸送のため移送人員・物資数量又は緊急度に応じ、関係機関に車両の確保（借上げ又は依頼）を行うものとする。また、本部で車両の調達が不可能と認められるときは、他市町村又は県に次の事項（概要）を明らかにして、調達の斡旋を依頼する。

- a 輸送区間及び借上げ期間
- b 輸送人員又は輸送量
- c 車両等の種類及び台数
- d 集積場所及び日時
- e その他必要事項

ウ 燃料の確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入するものとする。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能なときは、隣接市町村で調達するものとする。

エ 緊急輸送車両の確保申請

- a 町は、車両による緊急輸送に際して、緊急輸送車両確認申請書を総合支庁又は警察に提出し、緊急輸送車両である旨の証明書及び標章の交付を受けるものとする。
- b 標章は車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

4 資料編

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 町有車両一覧 | (資料編 266 頁) |
| (2) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準 | (資料編 258 頁) |
| (3) 緊急通行車両の標章 | (資料編 357 頁) |

第 8 節 食料供給計画

1 計画の方針

災害により食料を確保することが困難となった場合における、食料を配給し又は炊き出しを実施する方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

みどり共創部、商工観光部

3 計画の内容

(1) 食料の調達及び供給

ア 配給対象者及び数量の把握

- a 避難所の配給対象者については、それぞれの避難所の施設管理者からの報告により把握するものとする。
- b 在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握するものとする。
- c 応急対策従事者については、関係各部班の協力を得て把握するものとする。

イ 食料の調達方法

あらかじめ西川町商工会、さがえ西村山農業協同組合等優先供給協定を締結している事業者から必要に応じ調達するものとする。町だけでは十分な調達ができない場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援に関する協定」に基づき、他の市町村に応援要請を行うものとする。

なお、応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

- a 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- b 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

また、被害が甚大で他の市町村間の応援が困難な場合又は他の市町村の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対し、必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

ウ 調達食料

主食品、乳児食、その他の副食品・調味料、要配慮者向けの食品

エ 調達等、集積場所

食品は次の場所に集積し、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

- a 町役場
- b 小、中学校体育館
- c 町民体育館分館
- d 各地区の公民館
- e その他特に必要なときは公共の建物

オ 炊き出し

- a 炊き出しは原則として、避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行うものとする。

- b 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部又は県、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、災害ボランティアの活用を図るものとする。

カ 配分

被災者への食料の配分にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- a 避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- b 住民への事前周知等による公平な配分
- c 要配慮者への優先配分
- d 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(2) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の炊き出し、その他による食料の給付の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

4 国によるプッシュ型支援

国は、県や町において正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。

県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第 9 節 給水計画

1 計画の方針

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 計画の内容

(1) 飲料水の供給

ア 被災状況の把握

- a テレメーター監視システム等による運転状況の把握
- b 職員等の巡視点検による把握
- c 住民からの通報による配水管や給水管等の漏水又は断水等の把握
- d 地震の規模や範囲、道路等の把握

イ 給水方法

給水方法については、運搬給水方式は発災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と予想されるため、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

- a 拠点給水（配水池及び避難所に給水施設を設置するものとする。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営し、給水する。）
- b 運搬給水（給水車、給水タンク搭載車等により被災地に運搬し、給水する。）
- c 仮設給水（応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置し、給水する。）

ウ 給水の優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所へ優先して給水するものとする。

エ 住民への周知

住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策の情報を、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

(2) 給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、町において必要最小限確保するものとするが不足したときは、町指定給水装置工事事業者から調達するものとする。

イ 応急措置の重点

- a 有害物質等の混入防止及び井戸等補給用水源の確保
- b 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- c 井戸水の消毒使用その他飲料水の最低量確保

(3) 応援の要請

町は、応急給水の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ給水の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請するものとする。

(4) 耐震性貯水槽等の有効活用

断水期間が長期化した際は、トイレ用水等の応急的な水が必要となるため、耐震性貯水槽等の有効活用を図るとともに、計画的な整備を行う。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

4 資料編

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 応急給水補給水利施設 | (資料編 262 頁) |
| (2) 応急給水資機材 | (資料編 262 頁) |
| (3) 町指定給水装置工事業者 | (資料編 263 頁) |

第 10 節 生活必需品等供給計画

1 計画の方針

災害により生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがある場合において、生活必需品等を供給する方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

商工観光部

3 計画の内容

(1) 生活必需品等の調達及び配分

ア 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給（貸）与品目

- a 寝具（毛布、布団等）
- b 被服（肌着等）
- c 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- d 食器（茶碗、皿、はし等）
- e 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- f 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- g 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- h 生理用品
- i 暖房器具

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

ウ 生活必需品等の調達方法

あらかじめ西川町商工会、さがえ西村山農業協同組合等優先供給協定を締結している事業者から必要に応じ調達するものとする。

エ 調達等、集積場所

生活必需品等は次の場所に集積し、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

- a 町役場
- b 小、中学校体育館
- c 町民体育館分館
- d 各地区の公民館
- e その他特に必要なときは公共の建物

オ 配分

被災者への生活必需品等の配分にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- a 避難所等における生活必需品等の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配

置

- b 住民への事前周知等による公平な配分
- c 要配慮者への優先配分
- d 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(2) 応援の要請

町は、生活必需品等の物資供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ物資供給の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等物資についての応援を要請するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

4 国によるプッシュ型支援

国は、県や町において正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。

県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第 11 節 物資拠点運営計画

1 計画の方針

地震による災害発生時に、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、地域内輸送拠点の運営方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 運営体制と運営方法

ア 運営体制

県、町及び県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県が行うものとする。

イ 運営方法

a 地域内輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣するものとする。

b 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

c 物資配送用車両の確保

町は物資配送用車両の確保が困難な場合は、他市町村又は県へ物資配送用車両の確保についての応援を要請する。

d ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの要員を必要とするのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保に努めるものとする。

(2) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として町が実施するものとする。

第 12 節 防災営農計画

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業施設、農作物、家畜、林産物に対する措置について定めるものとする。

2 主な実施機関

みどり共創部

西川町土地改良区

西村山地方森林組合

さがえ西村山農業協同組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

町及び西川町土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水等により湛水排除を図るものとする。

② ため池

町及び西川町土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水の恐れのある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水導管を解放し下流への影響を考慮の上、水位の低下に努めるものとする。

③ その他農業用施設

町及び西川町土地改良区は、排水機場、用排水路、頭首工等の農業用施設の保全について、応急工事の実施等適切な措置を行うものとする。

(2) 農作物に対する応急措置

① 活動体制の確立

町は、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて冷干害対策本部及び農作物病虫害防除対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努めるものとする。

冷干害対策本部活動要領及び農作物病虫害防除対策活動要領は別に定めるものとする。

② 災害対策技術の指導

ア 町は、県及び関係機関・団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行うものとする。

イ 応急対策技術の指導は、各関係機関・団体により指導班を編成し行うものとする。

また、農業異常災害対策速報等を通じ、その周知徹底を図るものとする。

③ 種子、農薬品、肥料等の確保

ア 水稻種子粃、野菜種等の確保は、県又はさがえ西村山農業協同組合等関係機関・団体において購入斡旋を行うものとする。

イ 農薬、肥料は、関係機関・団体において購入斡旋を行うものとする。

④ 病虫害の防除

町は、県及び関係機関・団体と連絡協調を図り対策を検討し、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

(3) 家畜に対する応急措置

① 活動体制の確立

町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業関係機関・団体と協議し、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努めるものとする。

② 集中飼育施設の確保

町は、県及び畜産関係団体の協力を得て、集中飼育施設及び責任者の確保について地域の実情に応じた管理指導を行うものとする。

③ 飼料の確保

町は、被害地の畜産農家に対し、県及び畜産関係団体の協力を得て、飼料作物等自給飼料について指導し、飼料がひっ迫している場合は、県及び関係機関に飼料の売り渡し等について要請するものとする。

④ 家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生の恐れがある場合、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、家畜等の消毒、予防注射等を実施し、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等のまん延防止措置を講ずるものとする。

(4) 林産物に対する応急措置

① 活動体制の確立

町は、災害対策本部活動要領に定めるもののほか、林業関係機関・団体と協議し、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努めるものとする。

② 災害対策技術の指導

町は、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等、林産物について技術指導を行うものとする。

③ 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、西村山地方森林組合の協力を得て、森林所有者に対し必要な技術指導を行うものとする。

④ 森林病虫害等の防除

町は、森林病虫害等を防除するため、西村山地方森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行うものとする。

4 応援協力関係

(1) 町及び西川町土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じ東北農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼するものとする。

(2) 町は、ため池用排水路等について応急工事の実施が困難な場合、県に対し要員及び資機材の確保について応援を要請するものとする。

第 13 節 防疫計画

1 方 針

災害時において、水道の断水、家屋の浸水等の被害による感染症等のまん延を防止するために、防疫活動の実施について定めるものとする。

2 主な実施機関

町民部、健康福祉部

村山保健所

3 実施内容

(1) 防疫班等の編成

防疫業務を実施するため、次の班を編成する。

班 名	業 務 内 容
防 疫 班	家屋等の消毒、消毒指導、ネズミ・ハエ等の駆除、広報等
検 病 班	検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症患者等の隔離、移送等
食 品 衛 生 指 導 班	被災した食品関係業者の指導等、食品に起因する危害発生の防止

(2) 防疫活動

① 消毒等

町は、被災直後に浸水家屋、下水、ゴミ汚物の集積場所、避難所、井戸等の消毒を実施又は指導し、汚物堆積地帯等に対しては殺虫・殺鼠剤を散布するものとする。

② 衛生教育及び広報

町は、被災地の住民に対して衛生教育及び広報を行うものとする。

③ 検病調査及び健康診断

町は、保健所等の指示・指導により、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域住民を優先して検病調査及び健康診断を行うものとする。

④ 臨時予防接種

町は、被災地の感染症発生を予防するため、保健所等の指示により、種類、対象、期間等を定めて臨時予防接種を実施するものとする。

⑤ 患者等に対する措置

ア 町は、被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、直ちに関係指定医療機関と連絡を取り入院勧告又は入院の措置をとるものとする。

イ やむを得ない理由があるときは、病院等で適当と認められる施設への入院勧告又は入院措置を行う。

⑥ 食品衛生指導

町は、保健所等の指示、指導により、被災した食品関係業者の指導及び救護、食品の指導・調査、その他食品に起因する危害発生の防止策を講ずるものとする。

⑦ 連絡

町は、感染症の発生又は発生する恐れがあることを知った場合及び防疫を実施する場合は、保健所等に連絡し、必要な対策及び指示等を受けるものとする。

(3) 防疫用薬剤及び資器材の調達

- ① 防疫活動のため必要な薬剤及び資器材等が不足する場合は健康福祉課取引業者から調達するものとする。

4 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をするものとする。
- (2) 町は、防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資器材について応援を要請するものとする。

第 14 節 環境衛生計画

1 方 針

災害時における被災地のごみ、し尿及び死亡獣畜の廃棄物を迅速かつ適切に収集し、処理し、環境衛生の保全を図るための方法について西川町災害廃棄物処理計画に基づき、定めるものとする。

2 主な実施機関

町民部、建設部

3 実施内容

(1) ごみ処理

① 収集の順位

ごみ収集の順位は、衛生上の観点から次のものを優先するものとする。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地帯のごみや需要性の高い施設（避難所等）のごみ

② 収集・処理方法

ア ごみの収集は、町委託業者によるほか、必要に応じて町で運搬車を調達し実施するものとする。

ごみ処理委託業者は、「5 資料編」のとおりである。

(2) し尿処理

① し尿処理の順位

し尿処理の順位は、避難所等重要性の高い施設の収集を優先するものとする。

② 収集・処理方法

ア し尿の収集は、町許可業者が行うものとする。ただしそれが不可能な地域については、町で容器等の配布を行うものとする。

し尿処理許可業者は、「5 資料編」のとおりである。

イ し尿の処理は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

③ 仮設トイレの設置

町は、被災地及び避難所等において、必要な場合仮設トイレを設置するものとする。

(3) 公共下水道等集合処理区域の排水及びし尿処理

① 使用制限の要請

災害により公共下水道等集合処理施設又は排水処理場に被害を生じたときは、使用者に対しその使用の制限を要請し、必要な場合共同仮設トイレ等を設置するものとする。

② 排水施設、排水処理場の応急措置

災害により排水施設、排水処理場に被害を生じたときは、早急に被害状況を調査し、維持管理業者と密接な連携を取りながら、非常用発電を確保するとともに搬送用ポンプ等を用いて応急的な措置を講ずるものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

町は、死亡獣畜の処理を必要とする場合は、総合支庁と協議の上処理するものとする。

4 応援協力関係

町は、清掃の実施が困難な場合、他市町村又は県へ清掃の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 資料編

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) ごみ処理委託業者 | (資料編 265 頁) |
| (2) し尿処理許可業者 | (資料編 265 頁) |

第 15 節 障害物除去計画

1 方針

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木又は工作物等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 実施内容

(1) 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積された障害物の除去

① 除去の対象

災害により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて、生活上支障をきたし自力では除去することのできない者。

② 期間

災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

③ 費用

障害物の除去に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 要員及び資機材の確保

町は、障害物の除去に必要な資機材の確保を図るものとする。

ア 障害物の除去に必要な資機材は、建設業者等から借上げるものとする。

イ 障害物の除去に必要な要員は、資機材に併せて確保するものとする。

⑤ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて適当な場所を確保するものとする。

(2) 道路に堆積された障害物の除去

① 除去の順位

障害物の除去の順位は、概ね次のとおりとする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（避難路等）

イ 災害の拡大防止上重要な道路（防御線となる道路等）

ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路

エ その他、応急対策活動上重要な道路

② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて町有地等適当な場所を確保するものとする。

(3) 河川に堆積された障害物の除去

① 除去の順位

障害物の除去の順位は、概ね次のとおりとする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するための除去

イ 災害の拡大防止のための除去

② 要員及び資機材の確保

町は、住居等に堆積された障害物の除去方法に準じ、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

③ 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、被害の状況、規模に応じて町有地等適当な場所を確保するものとする。

4 応援協力関係

町は、障害物の除去の実施が困難な場合、他市町村又は県へ障害物の除去の実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費は、県災害救助法細則の定めるところによる。

第 16 節 災害警備計画

1 方針

災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持等を図るための災害警備について定めるものとする。

2 主な実施機関

警察

西川町消防団

3 実施内容

(1) 災害警備実施事項

災害警備にあたっては、概ね次の事項について活動するものとする。

- ア 警報等の伝達
- イ 警戒区域等の警戒
- ウ 情報の収集
- エ 人命の救助
- オ 避難の指示又は避難者の誘導
- カ 交通の規制及び交通秩序の確保
- キ 被害状況等の調査
- ク 危険物の取締
- ケ 犯罪の予防及び取締
- コ 遺体見分、検視及び行方不明者の搜索
- サ 広報活動
- シ 通信の確保
- ス 他機関の行う災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 災害警備体制及び警備実施組織

災害に対処する警備体制及び警備実施組織は、警察の計画による。

4 応援協力関係

町及び関係機関は、警察の実施する警備活動に対し、積極的に協力するものとする。

第 17 節 遺体の検視・対策計画

1 方針

災害により現に行方不明になっている者で、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者の安置、検視、対策の方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

町民部、健康福祉部、医療部

警察

西川町消防団

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

① 搜索班の編成

遺体の搜索は、町職員、警察官、消防団員等により搜索班を編成して行うものとする。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と綿密な連絡を取るものとする。

② 対象

行方不明の状態にある者で、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者。

③ 搜索用資機材の調達

搜索活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

④ 事務処理

災害において遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況

カ 費用

(2) 遺体の処置

① 検視、安置

遺体を発見した場合は、医師に依頼して死因その他医学的検査を実施したのち、概ね次により処理するものとする。

ア 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合において、遺体を特定の場所（寺院の施設の利用、または寺院の敷地への仮設）に集めて埋葬の処理をするまで一時保管する。

イ 遺体の安置場所については各地区内の寺院をもって充て、遺体多数のときは同敷地内に仮安置所を仮設して安置するものとする。

② 事務処理

災害時において、遺体の処理、安置を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時安置場所及び安置時間
- ク 費用

(3) 町が行う遺体の埋葬

① 基準

町が行う遺体の埋葬は、概ね次の場合とする。

- ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも個人で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- イ 埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で、埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

なお、身元不明の遺体の埋葬については、警察その他関係機関に連絡しその扱いについて協議するものとする。

② 火葬場及び埋葬場所

火葬場及び埋葬場所は、次のとおりとする。

ア 火葬場

名称	所在地	T E L	火葬炉
西村山広域行政事務組合 寒河江地区斎場	寒河江市大字柴橋 字平野 3281-2	84-4611	4 基

イ 埋葬場所

埋葬場所は、遺体一時安置所内の墓地とする。

③ 費用

遺体の埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

④ 事務処理

災害時において遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 埋葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋葬品等の支給状況
- カ 費用

(4) 期間及び費用

遺体の対策の期間及び費用は、次のとおりとする。

① 期間

災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

② 費用

費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

4 応援協力関係

町は、自ら遺体の対策の実施が困難な場合、他市町村又は県に遺体の対策の実施若しくはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の遺体の対策についての対象者、期間、経費等は県災害救助法細則による。

第 18 節 住宅の仮設・応急修理計画

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼・流失）又は半壊（半焼）し、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しての応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理の方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の建設

① 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

② 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

イ 供与期間は 2 年以内とする。

③ 設置規模

一戸当たりの規模は、29.7 m²（9 坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 建設予定場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等に配慮し、原則として町有地を優先して選定するものとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定し、土地使用契約書を取り交わす。

(2) 住宅の応急修理

① 対象

住家が半壊し又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者。

② 修理期間

災害発生の日から 3 ヶ月以内とする。

③ 修理規模

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

(3) 応急仮設住宅の供与対象者及び応急修理対象者の選定

供与対象者等の選定は町長が行うものとし、前（１）、（２）の「自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者」、「自己の資力では住宅の修理を実施することができないと認められる者」の基準は概ね次のとおりとする。

① 生活保護法の被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

③ 前各号に準ずる経済的弱者

(4) 建設資材及び建設業者の確保

① 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、関係業者と予め協議し、必要があると認めるときは供給を要請するものとする。

② 建設業者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建設技術者は、関係業者と予め協議し、必要があると認めるときは確保に努めるものとする。

4 応援協力関係

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ建設及び修理の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

5 災害救助法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

第 19 節 文教対策計画

1 方針

災害が発生し又はその恐れがある場合に、児童・生徒の安全管理・応急の措置、罹災児童・生徒に対する救済及び文化財対策について迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定めるものとする。

2 主な実施機関

教育総務部、生涯学習部

3 実施内容

(1) 学校教育対策

① 児童・生徒の安全確保

ア 在校時に災害が発生し又はその恐れがある場合、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行うものとする。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動等を行うものとする。

イ 登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認するものとする。

ウ 校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

エ 児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生し又はその恐れがある場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童・生徒等を速やかに下校させる。小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらうものとする。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとるものとする。

② 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、速やかに町教育委員会に報告するものとする。これを受け町教育委員会は教育事務所を經由し県教育委員会に報告するものとする。

③ 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じるものとする。

a 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

b 校区の通学路や交通手段等の確保

- c 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- d 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する場合は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- a 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
 - 例 公民館、体育館等
- b 授業料の免除や奨学金制度の活用
- c 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- d 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- ・ 複式授業の実施
- ・ 昼夜二部授業の実施
- ・ 近隣市町村及び県に対する人的支援の要請
- ・ 非常勤講師又は臨時講師の発令
- ・ 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行ものとする。

- a 学用品給与の対象者
 - 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校の生徒
- b 学用品の品目
 - 教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）
- c 学用品給与の時期
 - 災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了するものとする。
- d 学用品給与の方法
 - ・ 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配布するものとする。
 - ・ 校長は、配布計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配布するものとする。
- e 費用
 - 学用品等の給与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、原則としてその額を超えない範囲とする。

④ 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、町内の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

(2) 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画

等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

- ① 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させるものとする。
- ② 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行うものとする。
- ③ 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとるものとする。
- ④ 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告するものとする。
- ⑤ 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力するものとする。

(3) 文化財の応急対策

- ① 指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

a 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

b 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- ② 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- ③ 被害が発生した場合は町教育委員会に報告するものとする。これを受け町教育委員会は県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

4 応援協力関係

(1) 学用品等の給与

町は、学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施について、応援を要請するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、県災害救助法細則の定めるところによる。

第 20 節 ライフライン供給計画

1 方針

電力、電話、簡易ガス供給施設、水道施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであるから、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を要するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

東日本電信電話(株)山形支店

東北電力ネットワーク(株)天童電力センター

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

3 実施内容

(1) 電力

① 災害時における応急工事

ア 災害が発生した場合は、被害施設・設備等に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施するものとする。

イ 被災施設の応急工事を迅速に実施するため、東北電力ネットワーク(株)天童電力センターの非常災害対策実施要領に基づき、必要な資機材、要員を確保するなどして電力供給確保に努めるものとする。

② 災害時における電気の保安

災害時において危険と認められる場合は、危険箇所に対し、危害防止に必要な措置を講ずるものとする。

③ 応援協力関係

ア 被害が多日で早期復旧が困難な場合は、町、県等に対し要員及び資機材等の確保について応援を要請する。

イ 被害が甚大で上記アによっても早期復旧が困難な場合には、他の電気事業者に対し応援を要請する。

④ 電力の広域融通

電力受給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(2) 電信電話

① 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合的体制の確立を図るものとする。

ア 通信回線の復旧は、次表の順位により行うものとする。

復旧順位	対象機関等
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸

	送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

② 通信の利用制限

通信の開通が著しく困難となった場合は、加入電話利用規定等に基づく災害時優先電話を他の通信に優先して取扱い、災害時における非常通信の確保を図るものとする。

(3) 液化石油ガス

① 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

② 実施内容

災害が発生した場合、液化石油ガス販売事業者は、次により応急措置等を行うものとする。

ア 応急措置

各供給先における被災状況を速やかに調査点検し、容器、供給設備及び消費設備への応急措置を実施する。

イ 保安の確保

ガス設備が火災等により危険な状態になった場合、容器を撤去し、爆発、流失等のない安全な場所へ一時保管する。

ウ 通報及び警告

警察及び消防機関へ災害発生を直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

③ 応援協力関係

液化石油ガス販売事業者は、応急措置の実施が困難な場合は、他の販売事業者、社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に応援を要請し、又は県に要員の確保について応援を要請する。

(4) 水道

応急措置については、日本水道協会編「水道維持管理指針」の『地震対策、掘水対策』を基本とするものとする。

① 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水及び送配水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするものとする。

イ 取水、導水、浄水及び送配水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図るものとする。

② 災害時における飲料水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物質が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知するものとし、臨時応急給水に要する飲料水については衛生上の処置に万全を

期して供給するものとする。

③ 応援協力関係

町は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応急工事の実施又はこれに要する資器材について応援を要請する。

第 21 節 危険物等応急対策計画

1 方針

危険物施設等から火災が発生した場合の応急保安対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、町民部

消防署

一般財団法人 山形県 LP ガス協会西村山支部

西村山危険物安全協会

西川町消防団

3 実施内容

(1) 消防法に定める危険物の応急措置

① 危険物の取扱業者

町内における消防法に定める危険物貯蔵・取扱業者は、「5 資料編」のとおりである。

② 危険物貯蔵・取扱業者の対応

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し又は冷却注水するなどの安全措置を講ずるものとする。

イ 消防署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告するものとする。

ウ 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施するものとする。

エ 危険物の移動中に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を講じて住民に対し避難等の警告を行うとともに、消防署に通報する。

③ 町及び消防署の対応

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、区域内住民の避難立退きの指示、勧告をするものとする。

イ 火災の防ぎよは、西川町消防団及び消防署がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の出動により対応するものとする。

ウ 漏油した場所については、土のう、土砂等により流出の拡大を防止するとともに、周辺の火気使用を禁止し、警戒区域を設定し係員を配置するものとする。

(2) 高圧ガスの応急措置

① 高圧ガス取扱業者

町内の高圧ガス取扱業者は、「5 資料編」のとおりである。

② 高圧ガス取扱業者の対応

ア 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、充てん容器等を安全な場所に移動してこの作業に必要な作業員のほかは退避させるものとする。

イ 災害の規模が拡大する恐れがある場合は、必要に応じて従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知するものとする。

ウ 高圧ガスの移動中災害が発生した場合は、直ちに応急措置を講じて、住民に対し避難等の警告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び関係機関に通知するものとする。

(3) 火薬類の応急措置

① 火薬庫

町内の火薬庫等の施設は、「5 資料編」のとおりである。

② 所有者の対応

ア 貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけるものとする。

イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講ずるものとする。

ウ 前記ア、イの措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。

エ 火薬類の運搬中災害が発生した場合は、直ちに安全な場所へ移動するものとし、それが困難な場合は付近の住民に避難を警告するとともに、警察又は消防署に通報するものとする。

4 応援協力関係

防災関係機関及び関係事業所等は、町又は災害発生事業所から応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

5 資料編

(1) 危険物貯蔵・取扱業者

(資料編 268 頁)

(2) 火薬類貯蔵（火薬庫）施設

(資料編 271 頁)

第 22 節 避難行動要支援者対策計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、避難行動要支援者の被害軽減や生活支援を図るための応急対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部

各社会福祉施設

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 在宅の避難行動要支援者対策

ア 発災直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否について確認するものとする。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずるものとする。

イ 被災状況等の確認

町は、避難所や要支援対象者の自宅等に、保健師やホームヘルパーを派遣し、町内会長、民生委員、地域住民の協力を得て、次の事項を確認するものとする。

a 要支援対象者の身体及びメンタルヘルス状況

b 家族（介護者）の有無及びその被災状況

c 介護の必要性

d 施設入所の必要性

e 日常生活用具（品）の状況

f 常時服用している医薬品等の状況

g その他避難生活環境等

ウ 情報の提供

在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等で情報を随時提供するものとする。

エ 避難所での配慮

避難行動要支援者に配慮した避難所の運営、環境整備及び生活必需品の供給に努めるものとする。また、福祉避難所を開設し、避難させるものとする。

オ 相談窓口の設置

庁舎内に相談窓口を設置し、総合的な相談に応じるものとする。

カ 巡回サービスの実施

町職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施するものとする。

(2) 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

ア 事前避難

- a 施設管理者は、町から避難指示があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると認めるときは、直ちに要員を配置し避難体制を整えるものとする。
- b 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、近隣住民及び消防団等の協力を待って、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

イ 施設被災時の安全確認・救助・避難

- a 施設が被災したときは、施設管理者は直ちに入（通）所者の安全及び被災状況を把握し、不安解消に努めるものとする。
- b 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民、消防団等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等に救助を要請するものとする。
- c 施設の被災により入（通）所者の避難が必要となったときは、近隣住民及び消防団等の協力を得て、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 受入れ先の確保

町は、施設管理者から緊急入所の要請があった場合は、他の社会福祉施設及び医療施設を確保するものとする。

エ 被害状況の報告、連絡

施設管理者は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請するものとする。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

オ ライフラインの優先復旧

社会福祉施設の早期回復を図るため、電気、水道等の優先復旧を要請し、実施するものとする。

(3) 外国人の援護対策

ア 安否確認の実施

町職員や語学ボランティア等により外国人登録者名簿に基づき、外国人の安否確認を行うものとする。

イ 避難誘導の実施

広報車及び語学ボランティアの協力を得て、外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行うものとする。

ウ 情報の提供

テレビ・ラジオ等を活用して、被災した外国人に対して生活情報等の情報提供を随時行うものとする。

エ 相談窓口の設置

庁舎内に相談窓口を設置し、語学ボランティア等の協力を得て総合的な相談に応じるものとする。

第 23 節 災害ボランティア活動計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ適切に実施するため、災害ボランティアの活用を図り、さまざまな支援ニーズに対応できるよう支援活動について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部

西川町社会福祉協議会

3 計画の内容

(1) ボランティアに協力依頼する内容

- ア 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- イ 炊き出し、その他災害救助活動
- ウ 高齢者、障がい者の介護、看護補助
- エ 子供、外国人の世話
- オ 災害救援物資の配分
- カ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- キ ペットの救済補助
- ク その他

(2) ボランティアの受入れ

ア 町ボランティアセンターの設置

災害時に避難所や住宅等の被災者への支援並びに災害諸対策への協力などのボランティア活動の円滑な実施のため、発災後直ちに、受入窓口としてボランティアセンターを設置するものとする。

a 町ボランティアセンターの活動

- ・ ボランティアの要請、受入れ、登録
- ・ 被災者のニーズの把握と分析
- ・ 具体的救援活動の調整、指示
- ・ 救援活動に要する物資の確保と配分

b 町ボランティアセンターの体制

町本部と連携を図りながら、町社会福祉協議会、日本赤十字社や災害救援活動経験者、多数の一般ボランティアの協力により運営するものとする。

イ 県への派遣要請

県ボランティア支援本部に対し、ボランティアセンターの運営アドバイザーの派遣を要請し、ボランティアが不足する場合には、ボランティアの派遣を要請するものとする。

ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供するものとする。

第 24 節 雪害応急対策計画

1 計画の方針

異常降雪時や雪崩及び暴風雪時等に住民の生命及び生活を守るよう交通、通信、電力の確保、雪崩等の雪害の応急措置について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、健康福祉部

総合支庁

警察

山形河川国道事務所

東日本電信電話(株)山形支店

東北電力ネットワーク(株)天童電力センター

高速道路山形管理事務所

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 交通の確保

ア 高速道路の除雪

高速道路の除雪は、高速道路山形管理事務所が実施するものとする。

イ 国管理道路の除雪

国管理道路の除雪は、災害対策運営計画に基づく除雪計画により山形河川国道事務所が実施するものとする。

ウ 県管理道路の除雪

県管理道路の除雪は、県除雪事業計画により県が実施するものとする。

エ 町管理道路の除雪

町管理道路の除雪は、除雪計画に定めるところにより町が実施するものとする。

(2) 通信の確保

雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い、雪害発生防止に努めるものとする。

(3) 電力の確保

雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い、雪害発生防止に努めるものとする。

(4) 公共建物等の積雪の除去

各施設管理者は、当該建物の積雪の状況に応じ除去し、倒壊防止を図るものとする。除雪要員については各施設の管理者が建設業者等に依頼し確保するものとする。

(5) 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出

事故発生通報を受けた防災関係機関は、相互に協力のうえ、救出班を編成し救出・救助するものとする。

(6) 積雪時における住民生活の安全確保

ア 一般建築物

町は屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努めるものとする。

- a こまめな雪下ろしの励行
- b 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- c 雪下ろし中の転落による事故防止
- d 非常時における出入口の確保

イ 要支援世帯に対する除雪援助

高齢者世帯等の要支援世帯に対し、民生委員等による世帯訪問を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪については、各地区の除雪ボランティア及び西川町高齢者等除雪支援事業実施要綱に基づいて援助するものとする。

ウ 孤立集落住民の救出

雪崩等による交通途絶により集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対し、ヘリコプターの要請を行い、集落住民全員の避難救助を実施するものとする。

エ 消防水利の確保

消防活動に支障をきたさないよう防火水槽、消火栓等の消防水利の確保のため、消防団員、地域住民の協力のもと除雪を行うものとする。

(7) 応援の要請

実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対し、これに要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

4 資料編

(1) 西川町高齢者等除雪支援事業実施要綱

(資料編 64 頁)

第 25 節 突発重大事故応急対策計画

1 計画の方針

航空機の墜落事故等、高速道路での交通事故等、突発的な事故が発生した場合に、災害から乗客や地域住民等を守るため、初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

警察

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 突発重大事故

ア 航空機の墜落事故

a 航空機が墜落した場合、乗客及び住民に多数の死傷者及び火災の発生が予想されるため、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、県及び関係機関に通報するものとする。

b 必要に応じて、現地に現場本部と応急救護所を設置し、負傷者の救出救助、延焼拡大防止に全力を挙げるものとする。

イ その他の突発事故災害

その他の突発事故災害についても、必要に応じて現場本部を設置し、負傷者の救出救助に全力を挙げるものとする。

(2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合は、救急医療、救助その他応急対策を実施するため、町は、事故対策本部を設置するものとする。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し応急対策活動を実施するものとする。

(3) 応援の要請

町は、災害の規模が甚大で町だけでは対処できない場合は、相互応援協定に基づき、近隣市町村に応援を要請するものとする。さらに応援を必要とする場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を依頼するとともに資機材の確保について応援を要請するものとする。

第 26 節 物的公用負担等の実施に関する計画

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋又は物資を管理並びに使用若しくは収用するための計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

警察

消防署

西川町消防団

自衛隊

3 計画の内容

(1) 実施責任者

実施者	実施対象（公用負担要領）	根拠等
町 長	災害を拡大させるおそれがある設備又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去・保安その他必要な措置をする場合。 区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する場合。 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をする場合。	法第 59 条第 1 項 法第 64 条第 1 項、第 2 項 災害を受けた工作物の障害物を除去したときは、適正な方法で保管すること。
消 防 吏 員 消 防 団 員	水災以外の災害が発生し又は発生しようとしている火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらのもののある土地を使用し、処分し又は使用を制限する必要がある場合。	消防法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 消防活動のため緊急の必要がある場合。
水 防 管 理 者 水 防 団 長 消 防 長	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害を処分する場合。	水防法第 28 条第 1 項
警 察 署 長	災害全般（町長より要求のあったとき） （事後において、町長に通知しなければならない）	法第 59 条第 2 項 法第 64 条第 7 項 町長若しくは町長の職権を行使する町の職員が現場にいないとき又は町長から要求のあったとき。
自 衛 官	災害全般 （事後において、町長に通報しなければならない）	法第 64 条第 8 項 町長若しくは町長の職権を行使する町の職員が現場にいないとき。

(2) 通知

ア 応急公用負担等の通知

法第64条第 1 項及び第 2 項の規定により応急公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記の事項を通知しなければならない。

- a 当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所
- b 当該処分に係る期間、又は期日
- c その他必要事項

イ 通知書の掲示

通知すべき所有者、占有者等が不明のときは、町役場掲示場又は寒河江警察署掲示場に通知書を掲示するものとする。

(3) 公用令書の交付

ア 応急公用負担等の公用令書の交付

法第 71 条第 2 項の規定により町長が県知事より委任を受けて物的公用負担等を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

- a 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- b 当該処分の根拠となった法律の規定
- c 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- d 管理、使用又は受入れる施設等の所在する場所及び当該処分に係る期日及び期間

イ 公用令書の変更、取り消し

町長は、公用令書を交付した後に処分を変更し又は取り消したときは、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

(4) 損失補償等

ア 町は、法第64条第 1 項、消防法第29条第 3 項、水防法第 28 条第 1 項等の規定により応急公用負担等を行使し処分を行ったときは、法第82条によりその処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

イ 県は、法第71条第 2 項の規定により町長が県知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し処分を行ったときは、法第82条によりその処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

ウ 町は、警察官又は災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失を補償しなければならない。

4 資料編

- (1) 従事命令書 (資料編 349 頁)
- (2) 変更令書 (資料編 349 頁)
- (3) 取消令書 (資料編 350 頁)

第 27 節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の方針

一定規模以上の災害が発生した場合に応急救助措置に適用される災害救助法（以下この節において「法」という。）及び同法施行令に係る運用について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部、健康福祉部

3 計画の内容

(1) 災害救助法の適用基準

ア 基準の内容

- a 適用単位は町の区域単位である。
- b 同一原因の災害を原則とする。
ただし、例外として
 - ・ 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合。
 - ・ 時間的に接近して、町の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- c 町又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合。
- d 被災者が現に救助を必要とする状態であること。

イ 適用基準

法の適用基準は、法施行令第 1 条第 1 項に定めるところによるが、本町における適用基準は次のとおりである。

- a 住家の滅失世帯が、町の人口に応じ、定める世帯以上であるとき（町の場合、令和 2 年国勢調査に基づく 30 世帯以上）
- b 県下の住家滅失世帯が 1,500 世帯以上であって、町の住家滅失世帯が町の人口に応じ定める世帯以上であるとき（令和 2 年国勢調査に基づく 15 世帯以上）
- c 県下の住家滅失世帯が 7,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯が多数であるとき
- d 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき
- e 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき

(2) 災害救助法による救助の種類と実施権限者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避 難 所 の 設 置 及 び 受 入 れ	7 日	町
応 急 仮 設 住 宅 の 建 設	着工 20 日	県 (町)
炊 出 し 及 び 食 品 の 給 与	7 日	町
飲 料 水 の 供 給	7 日	町
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日	町
医 療 及 び 助 産 救 助	14 日 (ただし、助産は分娩 した日から 7 日間)	町
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	3 日	町
住 宅 応 急 修 理	3 か月	町
資 金 の 貸 与	1 か月	町
学 用 品 の 給 与	教科書 1 か月 文房具 15 日	町
埋 葬	10 日	町
遺 体 の 捜 索	10 日	町
遺 体 の 処 理	10 日	町
障 害 物 の 除 去	10 日	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事の承認を得て実施期間を延長することができる。

(3) 申請手続き

町における被害が適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、本部長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて法の適用を要請するものとする。

(4) 罹災証明の発行への対応

罹災世帯の認定については、法の適用並びに義援金の配分等住民への影響が極めて大きいことから、住民からの請求に応じて罹災証明が直ちに発行できるよう罹災台帳を整備するものとする。

4 資料編

(1) 災害救助法適用基準

(資料編 103 頁)

(2) 罹災証明書

(資料編 348 頁)

第 28 節 義援金品受入れ、配分計画

1 計画の方針

大規模な災害による罹災者に、全国から寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、その方法について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、町民部

3 計画の内容

(1) 義援金品の受付

ア 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想されることから、発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

イ 義援品は原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣類、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努めるものとする。

ウ 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者への周知を図るものとする。

エ 直接受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行するものとする。また、義援品の保管場所、集積場所を指定し、総務部長の命による管理責任者を配置するものとする。

(2) 義援金品の保管

義援金品は、罹災者に配布するまでの間、善良なる管理のもと保管するものとする。

ア 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、西川町会計管理者名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間、預金保管するものとする。

イ 義援品の保管

義援品については、町が直接受領したもの及び県、日本赤十字社山形県支部が受入れ、配送されるものもあわせて、あらかじめ定めている保管場所に保管するものとする。ただし、災害状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管するものとする。

(3) 義援金品の配分

義援金品の配分を公平適切に行うため、支援関係団体で構成する義援金配分委員会を組織し、同委員会で定める配分計画に基づき配分するものとする。

ア 配分の基本方針

義援金品の配分は、被災地区、罹災人員及び世帯、被災状況等を勘案のうえ、人員を単位として被災状況確定後行うことを基本方針とするものとする。

イ 義援金の配分

町が直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山形県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、罹災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。

ウ 義援品の配布

a 義援品の配布については、避難所、住宅における罹災者等の実態を把握し、公平に物

資が行き渡るよう配慮のうえ配布するものとする。

- b 配布にあたっては、日本赤十字社奉仕団、ボランティア等の協力を得て罹災者に配布するものとする。

第 29 節 原子力災害対策計画

1 方針

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害）に関し、町が実施すべき事項について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

3 計画の内容

(1) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

ア 宮城県

東北電力株式会社「女川原子力発電所」宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市

イ 福島県

東京電力ホールディングス株式会社「福島第一原子力発電所」福島県双葉郡大熊町及び双葉町

東京電力ホールディングス株式会社「福島第二原子力発電所」福島県双葉郡楢葉町及び富岡町

ウ 新潟県

東京電力ホールディングス株式会社「柏崎刈羽原子力発電所」新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(2) 災害応急対策

ア 広報及び国または県からの指示伝達

- a 事故の概要
- b 災害の現況
- c 町、県及び防災関係機関の対策状況
- d 住民のとるべき措置及び注意事項
- e その他必要と認める事項

イ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力災害対策特別措置法第 15 条の規定により、内閣総理大臣から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要援護者を把握し並びに避難先の指定を行ったうえで、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ 避難誘導に関するマニュアルの策定

町は、避難誘導等が的確かつ迅速に実施されるよう、次の事項を記載した避難誘導に関するマニュアルを策定しておくものとする。

- a 屋内退避の指示に関する伝達方法等、屋内退避に関する事項
- b 避難の指示に関する伝達方法に関する事項
- c 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- d 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- e 避難の実施に関し必要な事項
- ※ 避難誘導に関するマニュアル策定の際の主な留意事項
 - a 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - b 避難先、一時集合場所及び集合方法
 - c 集合に当たっての避難住民の留意すべき事項
 - d 市町村職員、消防職員及び消防団員等の配置並びに担当業務、連絡先等
 - e 災害時要援護者への対応
 - f 要避難地域における残留者の確認方法
 - g 屋内退避及び避難誘導中における食料等の支援
 - h 避難住民の携行品及び服装
 - i 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - j その他、屋内退避並びに避難に関して必要な事項
- エ 緊急医療活動

町は、県が実施する原子力災害医療活動等について協力を行うものとする。
- オ 飲食物の摂取制限措置

町は、国及び県から指示があったとき又は摂取制限等を行う必要があると判断した場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。
- カ 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、国及び県から指示があったとき又は出荷制限等を行う必要があると判断した場合は、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。
- キ 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第 30 節 大規模土砂災害対策計画

1 方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

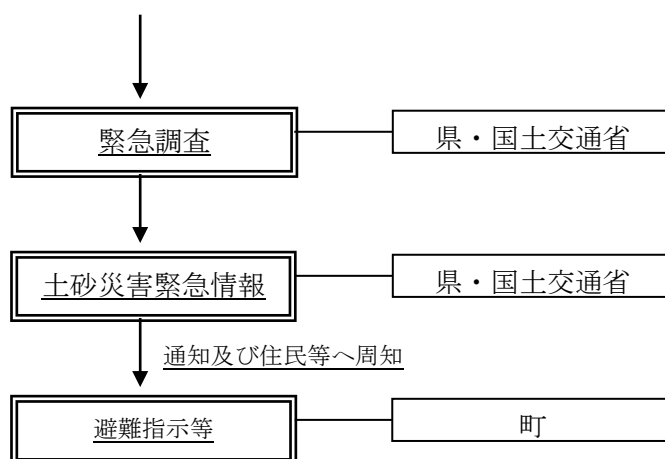
2 主な実施機関

総務部

3 計画の内容

(1) 大規模土砂災害対策フロー

* 大規模土砂災害現象の発生



(2) 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市町村に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水を 発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20 m 以上ある場合	国土交通省
	おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20 m 以上ある場合	国土交通省

	おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	
火山噴火に起因する 土 石 流	河川勾配が 10 度以上である区域のおおむね 5 割以上に 1 c m 以上の降灰等が堆積した場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地 す べ り	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

(3) 土砂災害緊急情報

県は、法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を市町村に、国土交通省にあつては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びインターネット等により一般に周知するものとする。

県及び国土交通大臣は、市町村が適切な避難判断を行えるよう、判断基準の設定について助言等を行うよう努めるものとする。

(4) 避難指示等

町は、県及び国土交通大臣からの土砂災害緊急情報を受け、法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップ作成、住民等への伝達方法など警戒避難体制の整備に努めるものとする。

4 資料編

- (1) 土砂災害警戒区域 (資料編 245 頁)
- (2) 土砂災害特別警戒区域 (資料編 249 頁)